

みんなが主役 やおつの 子育て・子育て

八百津町
子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

八百津町子ども・子育て支援事業計画

もくじ

計画の概要

1 計画策定の背景	1	3 計画の期間	2
(1) 子ども・子育て関連3法の制定	1	4 計画の策定体制	2
(2) 八百津町の取組	1	(1) 子ども・子育て会議	2
2 計画の性格	2	(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	3

第1章 八百津町の現状

1 人口構造	5	(1) 子どものいる世帯	11
(1) 人口の推移	5	(2) 家族類型	11
(2) 人口ピラミッド	6	(3) 平均世帯人員	12
(3) 子ども数の推移	7	4 女性の就業状況	13
2 出生の動向	8	(1) 女性の就業率	13
(1) 出生数・出生率の推移	8	(2) 女性の産業別就業状況	14
(2) 母親の年齢階級別出生数の推移	9	5 婚姻の動向	15
(3) 合計特殊出生率の推移	9	(1) 未婚率の推移	15
(4) 乳児死亡率の推移	10	(2) 離婚件数の推移	16
3 世帯の状況	11		

第2章 子育て支援サービスの現状

1 保育サービス	17	(4) 子ども相談センター	24
(1) 認可保育所	17	4 母子保健サービス	25
(2) 各種保育事業	18	(1) 健康診査	25
(3) 保育園・幼稚園の利用状況	19	(2) 訪問指導	28
2 小中学校	19	(3) 母親学級	28
(1) 小学校	19	(4) 離乳食指導	28
(2) 中学校	20	(5) 育児相談	29
(3) 不登校	21	(6) フッ素塗布	29
(4) 放課後児童クラブ	22	5 経済的支援	30
3 子育て支援・相談	23	(1) 児童手当の受給状況	30
(1) 子育て支援センター	23	(2) 乳幼児等医療費の助成	30
(2) 相談事業	23	(3) 保育料の軽減	30
(3) 民生委員児童委員	23		

第3章 基本構想

1 基本理念	31	(5) 企業が取り組む子育て支援を促進する	
2 基本的な視点	31	視点	32
(1) 子どもにとっての幸せを最重要視する		(6) 行政サービスの質的向上を図る視点	32
視点	31	3 基本目標	32
(2) 家庭での子育てを基本とする視点	31	4 計画の体系	34
(3) すべての子育て家庭を支援する視点	31	5 子ども数の推計	36
(4) 地域の理解と支援など、社会的資源の			
活用のもとで取り組む視点	32		

第4章 基本計画

●基本目標 1 子育てと仕事の両立支援の充実

1 幼児期の教育・保育の充実	37	3 子育てしやすい環境づくりの推進	39
2 多様な託児サービスの推進	38		

●基本目標 2 子育て家庭の支援の充実

1 子育て相談・情報提供による家庭		2 家庭教育力の向上	42
支援の推進	41	3 経済的支援の推進	44

●基本目標 3 健全な子育ての支援の充実

1 学校教育の充実	45	4 子育て家庭の生活環境の整備	49
2 地域の子育て力の強化	46	5 特別な配慮を要する子どもたちへの	
3 自立したおとな・次代の親の育成	49	支援の充実	51

●基本目標 4 健康な子育ての支援の充実

1 妊娠・出産に関する支援と妊産婦の		3 思春期保健対策と健康教育の推進	55
健康教育の推進	53	4 食育の推進	56
2 乳幼児の成長発達の支援、育児不安		5 小児医療の充実	57
の軽減など、母子の健康支援の推進	54		

●基本目標 5 やおつの子育て・子育ての支援体制の整備

1 専門職等の専門性向上に向けた支援		2 やおつの子育て・子育ての支援体制	
の推進	58	の整備	59

第5章 子ども・子育て支援事業 (量の見込と確保策)

1 教育・保育提供区域	61	(3) 病児保育事業	67
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと 確保策	61	(4) ファミリー・サポート・センター事業	67
(1) 子ども数の推計	62	(5) 放課後児童健全育成事業	68
(2) 幼児期の教育・保育（認定こども園、 幼稚園、保育園）の量の見込みと確保策	63	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	68
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見 込みと確保策	65	(7) 地域子育て支援拠点事業	68
(1) 延長保育事業	66	(8) 利用者支援事業	69
(2) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育	66	(9) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	69
		(10) 養育支援訪問事業	70
		(11) 妊婦健康診査	70

計画の推進に向けて

1 計画の広報	71	3 施策の具体化と継続的なニーズの 把握	71
2 関係機関・団体との連携	71		

資 料

1 八百津町子ども・子育て会議	73	(2) 教育・保育事業	79
(1) 八百津町子ども・子育て会議条例	73	(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利 用意向（3歳未満）	84
(2) 八百津町子ども・子育て会議委員名簿	74	(4) 放課後児童クラブ等	85
2 計画の策定経過	75	(5) 子ども・子育て支援の充実のために	88
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調 査（概要）	76	(6) 子育てについて	90
(1) 仕事と子育て	76		

計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 子ども・子育て関連3法の制定

平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村には市町村子ども・子育て支援事業計画を、都道府県には都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務づけられました。

(2) 八百津町の取組

八百津町では、平成17年に、次世代育成支援対策推進法に基づく「八百津町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、さらに、平成22年3月に「八百津町次世代育成支援対策行動計画 後期行動計画」（以下「後期行動計画」といいます）を策定し、子育て支援センターの設置、放課後児童クラブの充実、乳幼児の全戸訪問の実施、子どもの医療費助成の拡充など、子どもの育ちと子育て支援に取り組んできました。

一方、幼児教育ニーズへの対応、保育園等の統合、アンケート結果からは、病児病後児保育の実施、放課後児童クラブの充実、公園など遊び場の確保などが求められています。短期的・長期的な課題があり、これらについて検討していく必要があります。

2 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定しました。

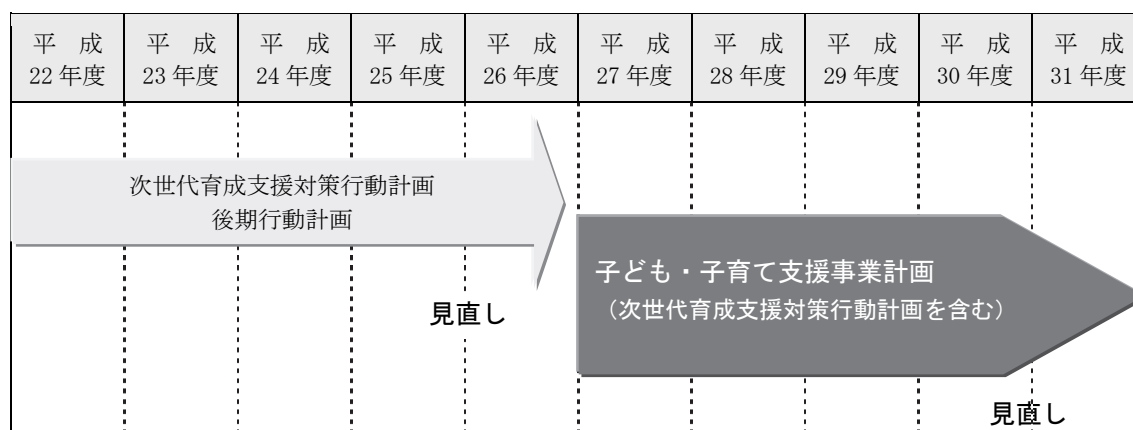
この計画は、後期行動計画を引き継ぐ計画とも位置づけ、また母子保健計画の内容を包摂する、本町における子どもの総合的な計画として策定しました。

この計画は、八百津町総合計画を上位計画とし、本町の地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画など、関連計画との整合性を図りながら策定しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間です。

■計画の期間



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

子どもの保護者、保育・教育・福祉関係者など、子ども・子育てに関する関係者で構成する「八百津町子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

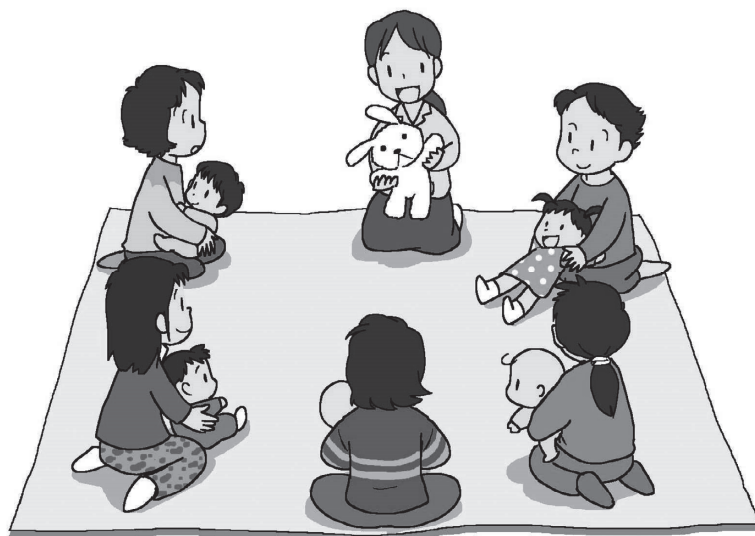
また、保育園の関係者を中心とした専門部会を設け、サービスの量の見込みと確保方策等について検討しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画の策定に当たり、保護者の就労状況、幼児期の教育・保育のニーズ、地域の子育て支援事業や放課後児童クラブのニーズなどを把握するため、就学前児童保護者及び小学生保護者を対象にアンケートを実施しました。

■調査の概要

就学前児童保護者調査	調査対象者	平成 25 年 3 月以前に生まれた就学前児童の保護者全数。ただし、就学前児童が 2 人以上いる世帯は 1 人とした。			
	調査方法	郵送配布・郵送回収			
	調査基準日	平成 25 年 11 月 1 日			
	調査期間	平成 25 年 11 月 8 日～11 月 25 日			
	回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		300	167	167	55.7%
小学生保護者調査	調査対象者	小学生の保護者全数。ただし、小学生が 2 人以上いる世帯は 1 人とした。			
	調査方法	郵送配布・郵送回収			
	調査基準日	平成 25 年 11 月 1 日			
	調査期間	平成 25 年 11 月 8 日～11 月 25 日			
	回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		398	196	195	49.0%



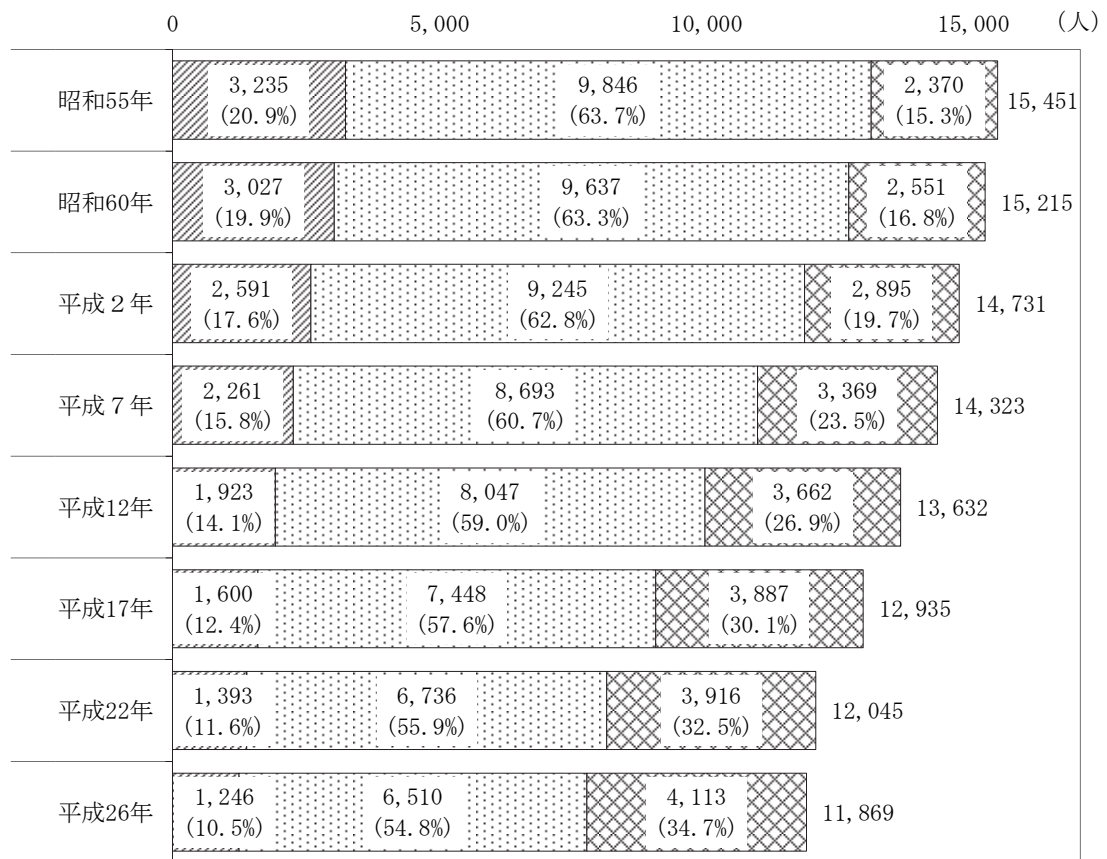
第1章 八百津町の現状

1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成26年4月1日現在11,869人です。国勢調査による総人口の推移をみると、昭和55年以降、5年ごとに200～900人減少しています。年齢別にみると、65歳以上人口は増加を続けるのに対し、0～14歳人口は年々減少し、平成2年には65歳以上が0～14歳を上回りました。

図表1-1 人口の推移



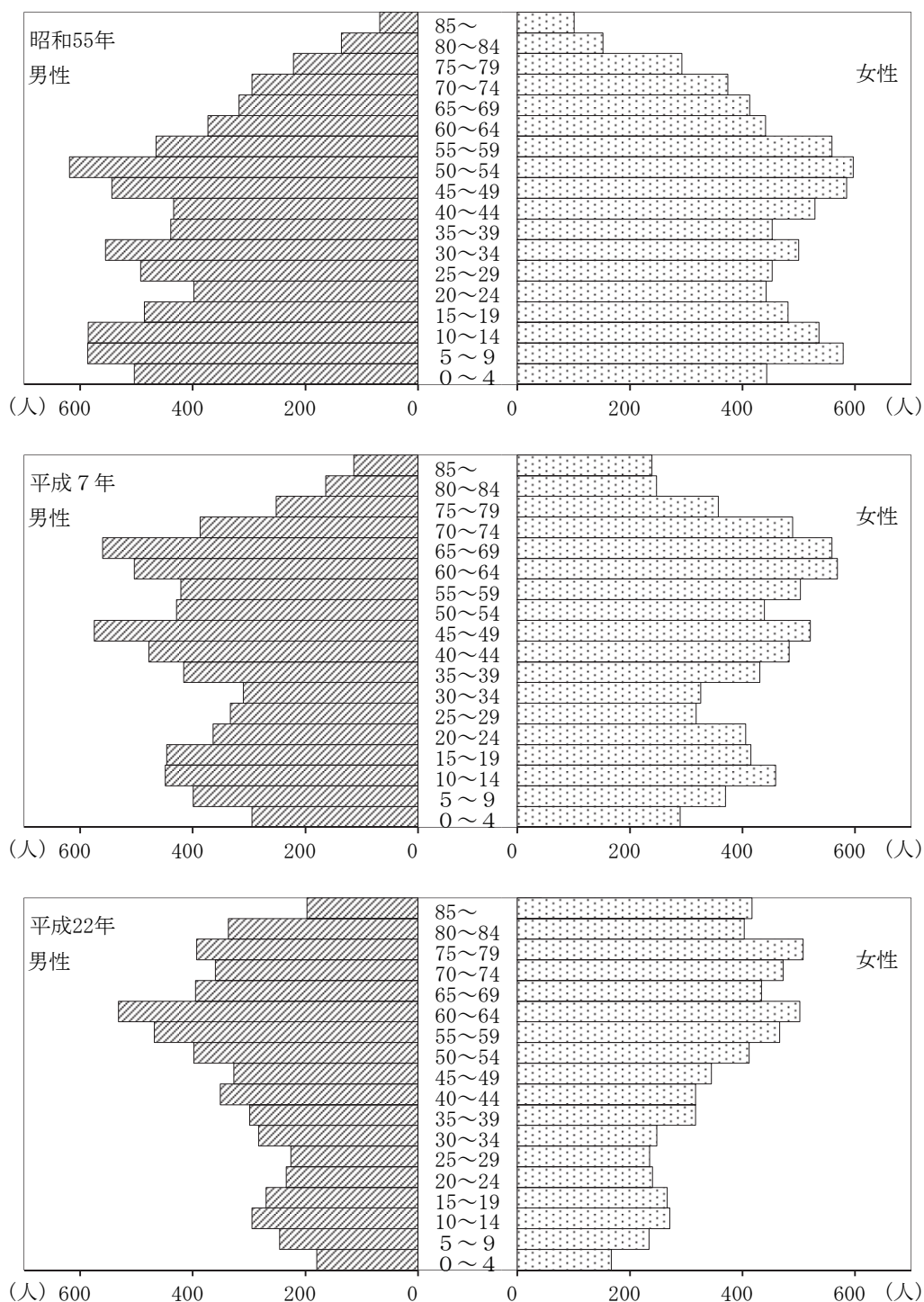
▨ 0～14歳 (年少人口) ▩ 15～64歳 (生産年齢人口) ▤ 65歳以上 (老年人口)

資料：昭和55年～平成22年は「国勢調査」、平成26年は4月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

昭和55年、平成7年、平成22年の人口ピラミッドを比べると、昭和55年の比較的裾が広い形から、平成7年は団塊世代と団塊ジュニアが突出したひょうたん型に、そして平成22年には裾がすばまるつぼ型へと変化しています。

図表1-2 人口ピラミッド



資料：「国勢調査」

(3) 子ども数の推移

平成26年4月1日現在の本町の子ども数（18歳未満人口）は、1,563人となっています。同年を年齢別にみると、9～17歳は90～120人台ですが、8歳以下では100人を上回る年齢はありません。合計では年ごとに減少してきており、平成26年は平成2年の約半分になっています。

図表1－3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
0 歳	156	155	121	109	89	63	63	62	70	69	56
1 歳	197	154	120	109	107	80	61	63	69	68	74
2 歳	191	179	165	114	111	90	57	58	63	70	69
0～2歳	544	488	406	332	307	233	181	183	202	207	199
3 歳	191	176	139	125	101	94	77	64	64	72	68
4 歳	212	168	157	127	111	91	89	90	64	63	70
5 歳	237	179	161	136	120	112	75	55	93	69	65
3～5歳	640	523	457	388	332	297	241	209	221	204	203
6 歳	233	205	177	136	117	113	98	101	58	93	70
7 歳	238	204	187	179	122	119	114	107	104	59	95
8 歳	235	210	179	148	131	101	95	99	106	101	59
6～8歳	706	619	543	463	370	333	307	307	268	253	224
9 歳	223	221	167	170	126	125	98	96	100	106	101
10 歳	223	244	186	171	145	122	117	99	93	99	105
11 歳	241	228	205	185	137	116	109	127	98	92	101
9～11歳	687	693	558	526	408	363	324	322	291	297	307
12 歳	211	243	200	190	182	119	118	116	126	97	90
13 歳	251	241	212	185	147	129	101	101	115	125	98
14 歳	196	220	215	177	177	126	121	112	100	113	125
12～14歳	658	704	627	552	506	374	340	329	341	335	313
15 歳	210	209	228	185	165	143	115	120	111	97	111
16 歳	228	209	195	184	168	127	116	119	121	111	94
17 歳	222	180	221	186	166	171	118	120	119	118	112
15～17歳	660	598	644	555	499	441	349	359	351	326	317
計	3,895	3,625	3,235	2,816	2,422	2,041	1,742	1,709	1,674	1,622	1,563

資料：昭和55年～平成22年は「国勢調査」、平成23年～26年は4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口。

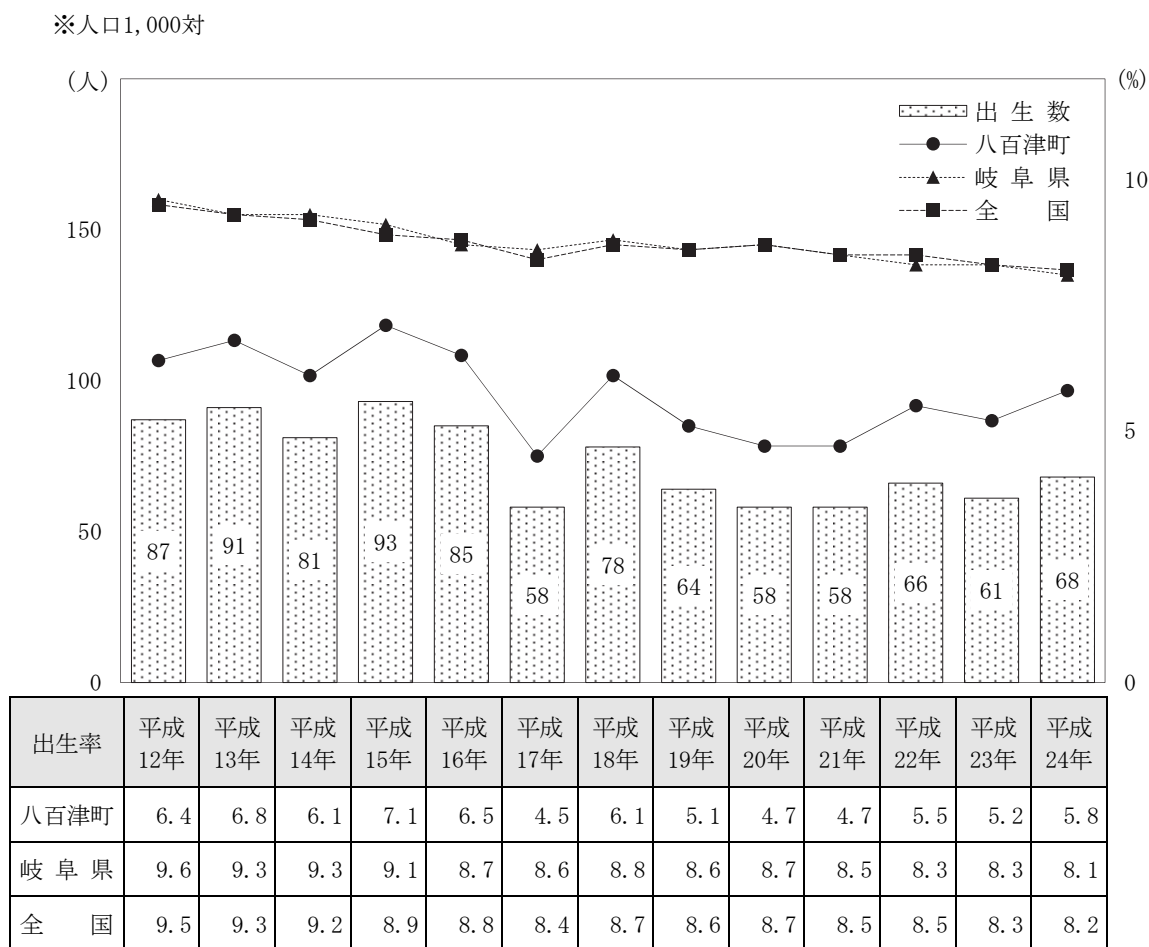
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本町における平成24年の出生数は68人です。平成12年以降についてみると、平成13年、平成15年に90人を上回る出生数が見られましたが、平成19年以降は50～60人台で推移しています。

出生率（人口1,000対）についてみると、本町は岐阜県及び全国より低い率で推移しています。

図表1－4 出生数及び出生率（人口1,000対）の推移



資料：「可茂地域の公衆衛生」



(2) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢別出生数をみると、25～29歳、30～34歳の年齢層が多く、平成20年、平成21年は両方で75%以上を占めています。平成22年以降は35歳以上の占める割合が高く、平成22年、平成24年は25%以上となっています。

図表 1－5 母親年齢5歳階級ごとの出生数及び構成比

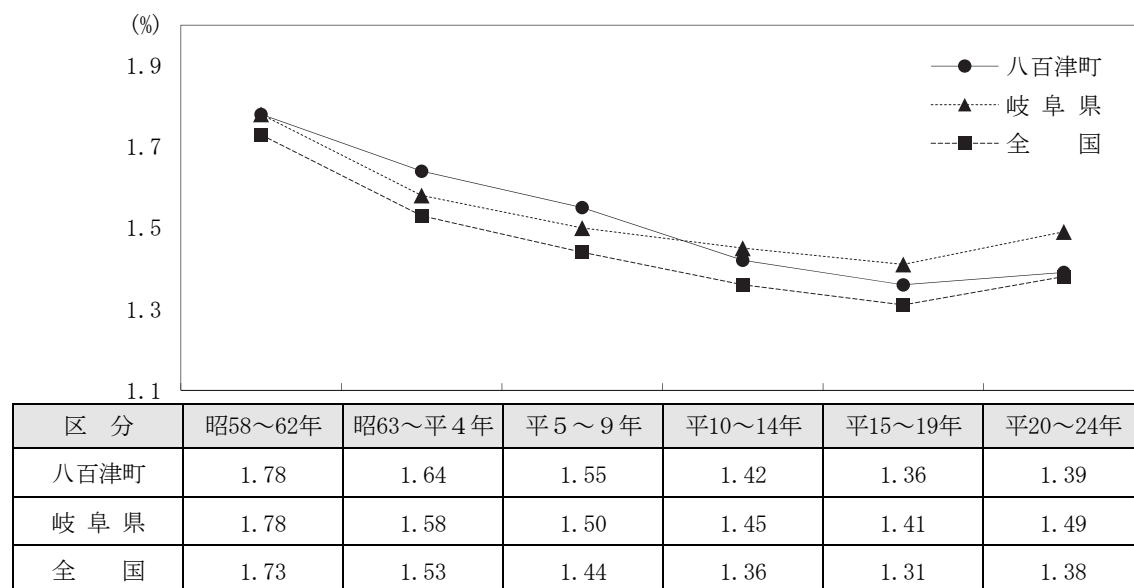
母親の 年 齢	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)
15～19歳	1	1.7	－	－	－	－	1	1.6	1	1.5
20～24歳	6	10.3	6	10.3	7	10.6	8	13.1	2	2.9
25～29歳	24	41.4	21	36.2	20	30.3	19	31.1	27	39.7
30～34歳	20	34.5	25	43.1	20	30.3	23	37.8	21	30.9
35～39歳	7	12.1	6	10.3	18	27.3	7	11.5	15	22.1
40～44歳	－	1.3	－	－	1	1.5	3	4.9	2	2.9
計	58	100.00	58	100.00	66	100.00	61	100.00	68	100.00

資料：「可茂地域の公衆衛生」

(3) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、昭和63～平成4年、平成5～9年は岐阜県、全国よりも高い率で推移していましたが、平成10～14年以降は岐阜県を下回り、平成20～24年は全国とほぼ同じ率になっています。

図表 1－6 合計特殊出生率の推移



(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、通常、出生1,000対の乳児死亡率でみます。本町は、平成16年、17年にそれぞれ1人の死亡があり、その他の年は乳児の死亡はありません。

図表1－7 乳児死亡率・新生児死亡率の推移

(率は出生1,000対)

区 分		平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
八百津町	数	－	1人	1人	－	－	－	－	－	－	－
	率	－	11.8	17.2	－	－	－	－	－	－	－
岐 阜 県 (率)		2.7	2.6	3.0	3.3	2.4	3.3	2.2	2.4	2.9	1.6
全 国 (率)		3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2

資料：「可茂地域の公衆衛生」

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

本町の平成22年の一般世帯は3,989世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は964世帯となっています。総世帯数はほとんど変化していませんが、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに減少を続けています。

平成22年について岐阜県、全国と比較すると、本町は18歳未満親族のいる世帯の割合は岐阜県より低く、全国より高くなっています。6歳未満親族のいる世帯の割合は、岐阜県、全国を下回っています。

図表1－8 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
八 百 津 町	3,923	3,929	4,014	4,016	4,036	3,989
18歳未満親族のいる一般世帯	1,828 (46.6)	1,648 (41.9)	1,462 (36.4)	1,253 (31.2)	1,107 (27.4)	964 (24.2)
6歳未満親族のいる一般世帯	688 (17.5)	590 (15.0)	513 (12.8)	474 (11.8)	373 (9.2)	313 (7.8)
岐 阜 県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(51.8)	(44.5)	(37.1)	(32.9)	(29.8)	(27.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(19.1)	(16.0)	(14.1)	(13.5)	(12.3)	(10.9)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(45.4)	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)
6歳未満親族のいる一般世帯	(17.3)	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)

資料：「国勢調査」

(2) 家族類型

図表1－9は、平成22年の国勢調査から子どものいる世帯の家族類型をみたものです。

本町の子どものいる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が55.3%、6歳未満親族のいる世帯が60.1%となっており、全国（18歳未満80.0%・6歳未満83.7%）はもちろん、比較的核家族世帯の割合が低い岐阜県（同67.5%・同72.9%）よりもかなり低くなっています。言い換えれば、本町は祖父母等との同居世帯が多いことが特徴となっています。

本町のひとり親世帯（他の世帯員がいる世帯は除く）は、母子世帯が35世帯、父子世帯が8世帯です。

図表 1－9 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
八 百 津 町	3,989 (100.0)	2,293 (57.5)	1,020 (25.6)	12 (0.3)	664 (16.6)	35 (0.9)	8 (0.2)
18歳未満親族の いる世帯	964 (100.0)	533 (55.3)	428 (44.4)	3 (0.3)	－ (－)	33 (3.4)	8 (0.8)
6歳未満親族 いる世帯	313 (100.0)	188 (60.1)	124 (39.6)	1 (0.3)	－ (－)	3 (1.0)	1 (0.3)
岐 阜 県	(100.0)	(57.4)	(18.3)	(0.7)	(23.6)	(1.3)	(0.1)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(67.5)	(32.0)	(0.4)	(0.2)	(4.6)	(0.5)
6歳未満親族 いる世帯	(100.0)	(72.9)	(26.7)	(0.4)	(－)	(2.1)	(0.1)
全 国	(100.0)	(56.3)	(10.2)	(0.9)	(32.4)	(1.5)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(80.0)	(19.4)	(0.4)	(0.3)	(5.8)	(0.6)
6歳未満親族 いる世帯	(100.0)	(83.7)	(16.0)	(0.3)	(0.0)	(2.8)	(0.2)

(注) 1 一般世帯数は分類不詳を含みます。そのため合計が100%にならない場合があります。

2 母子世帯、父子世帯は他の世帯員がいる世帯は除いています。

資料：「国勢調査」平成22年

(3) 平均世帯人員

平成22年における本町の子どものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.73人、6歳未満親族のいる世帯が4.81人となっており、全国、岐阜県を大きく上回っています。しかし、徐々に世帯の規模が縮小していく傾向は、全国、岐阜県と同じです。

図表 1－10 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
八 百 津 町	3.85	3.71	3.54	3.35	3.15	2.96
18歳未満親族のいる一般世帯	5.24	5.29	5.19	5.10	4.94	4.73
6歳未満親族のいる一般世帯	5.61	5.61	5.33	5.15	5.05	4.81
岐 阜 県	3.55	3.40	3.22	3.07	2.92	2.78
18歳未満親族のいる一般世帯	4.65	4.70	4.70	4.60	4.47	4.35
6歳未満親族のいる一般世帯	4.93	4.94	4.77	4.55	4.41	4.35
全 国	3.14	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.39	4.35	4.24	4.13	4.04
6歳未満親族のいる一般世帯	4.53	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06

資料：「国勢調査」

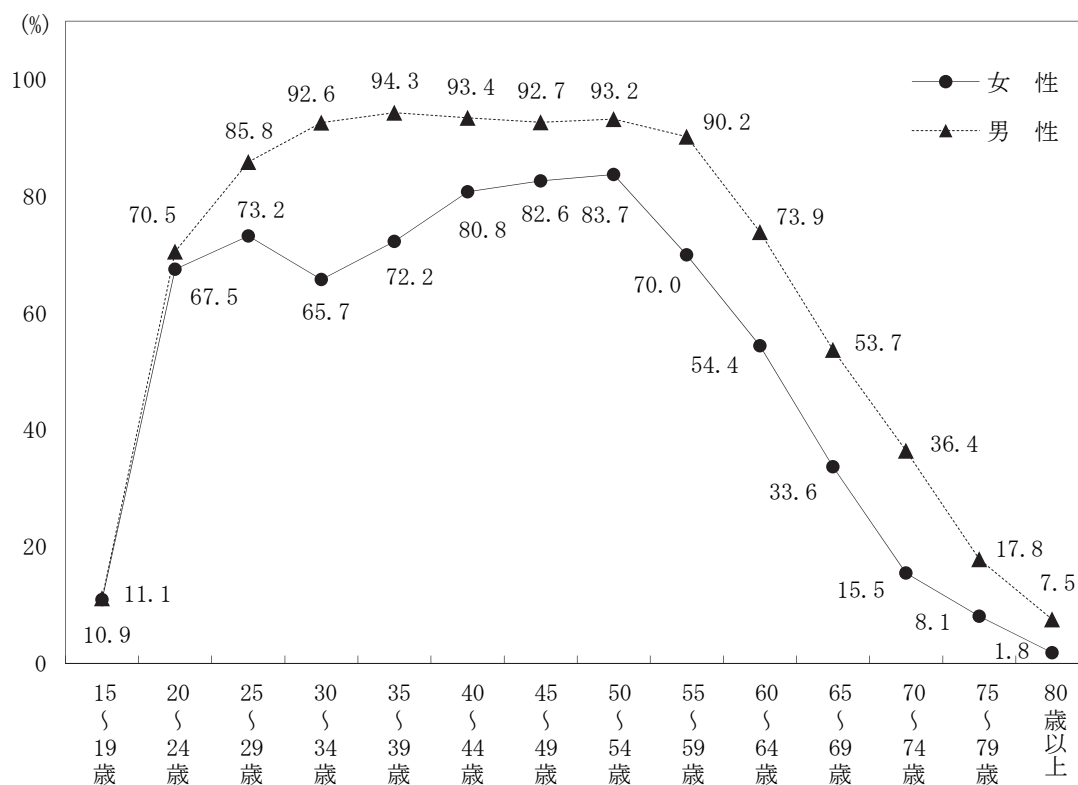
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

男性の就業率は、30～34歳で90%を超え、その後も90%台で推移し、定年退職を迎える60代から急激に低下していきます。これに対し女性は、25～29歳の73.2%から30～34歳には一旦65.7%まで低下し、30代後半から再度上昇し、50～54歳で83.7%とピークに達し、その後急激に低下していきます。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが一段落した30代後半から再び仕事に就くということです（図表1－11）。

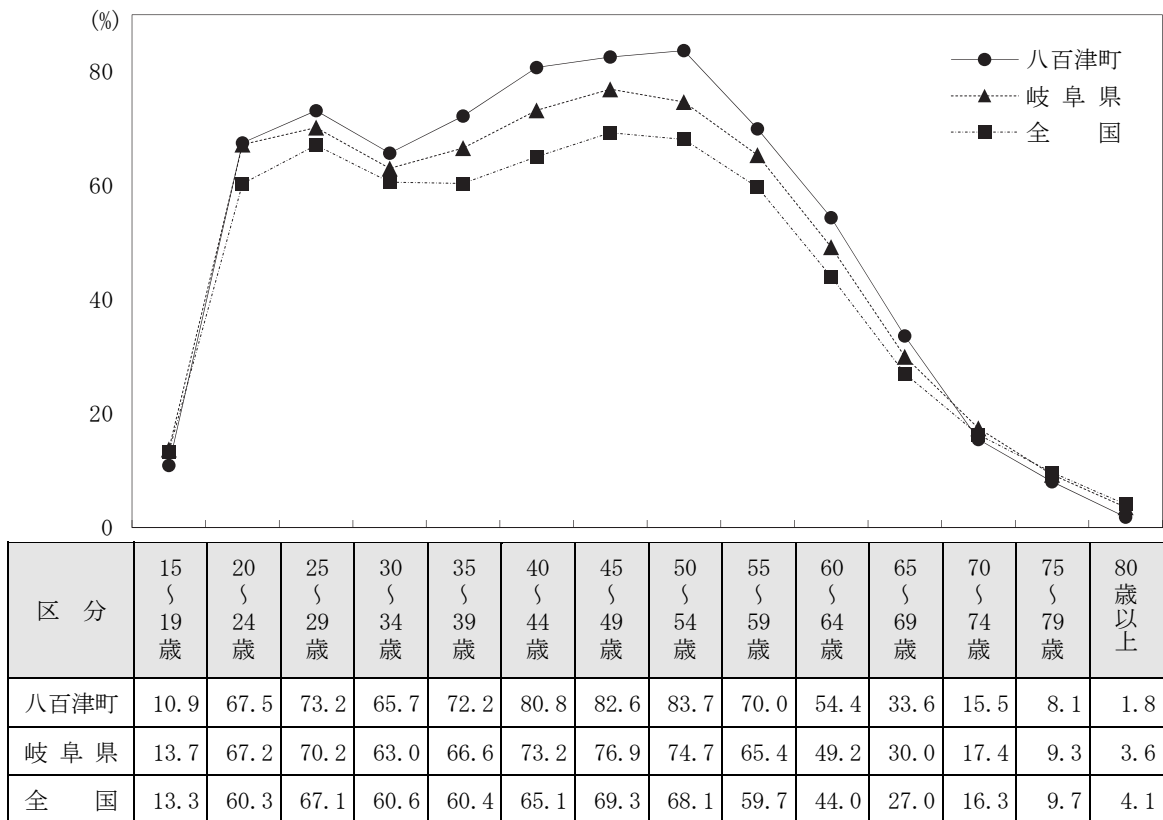
女性の年齢別の就業率について、岐阜県及び全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いていますが、本町は全般的に岐阜県、全国よりも就業率が高く、特に40～44歳、50～54歳では全国を15ポイント以上も上回っています（図表1－12）。

図表1－11 性別の年齢別就業率



資料：「国勢調査」平成22年

図表 1－12 女性の年齢別就業率



資料：「国勢調査」平成22年

(2) 女性の産業別就業状況

平成22年の国勢調査で本町の15歳以上の女性就業者を産業別にみると、「製造業」が31.0%と最も高く、「医療、福祉」「卸売・小売業」も18%台と比較的高くなっています。全国に比べると、製造業が非常に高いことが特徴としてあげられます。

図表 1－13 産業別にみた女性の就業者数

単位：(%)

区 分	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	学術研究、専門・技術サービス業	飲食店、宿泊業	業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されないもの）	分類不能の産業
八百津町	1.6	0.1	0.0	-	2.7	31.0	0.1	0.7	0.8	18.0	1.9	0.2	0.5	6.5	6.9	18.2	4.4	0.9	0.9	3.7	1.4	0.4
岐 阜 県	2.7	0.1	0.0	0.0	3.0	18.8	0.2	0.8	2.2	19.5	3.2	0.9	1.8	8.5	5.7	17.3	5.6	0.7	0.7	4.1	1.9	3.1
全 国	3.5	0.0	0.2	0.0	2.7	11.7	0.2	1.8	2.4	19.4	3.2	1.7	2.4	8.3	5.1	18.4	5.8	0.6	0.6	5.0	2.0	5.8

資料：「国勢調査」平成22年

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

性・年齢別に未婚率の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、女性の25～29歳、30～34歳が20ポイント以上上昇しています。男性の30～34歳、35～39歳も上昇しており、平成12年以降については岐阜県、全国を上回っています。

図表1-14 未婚率の推移

単位：％

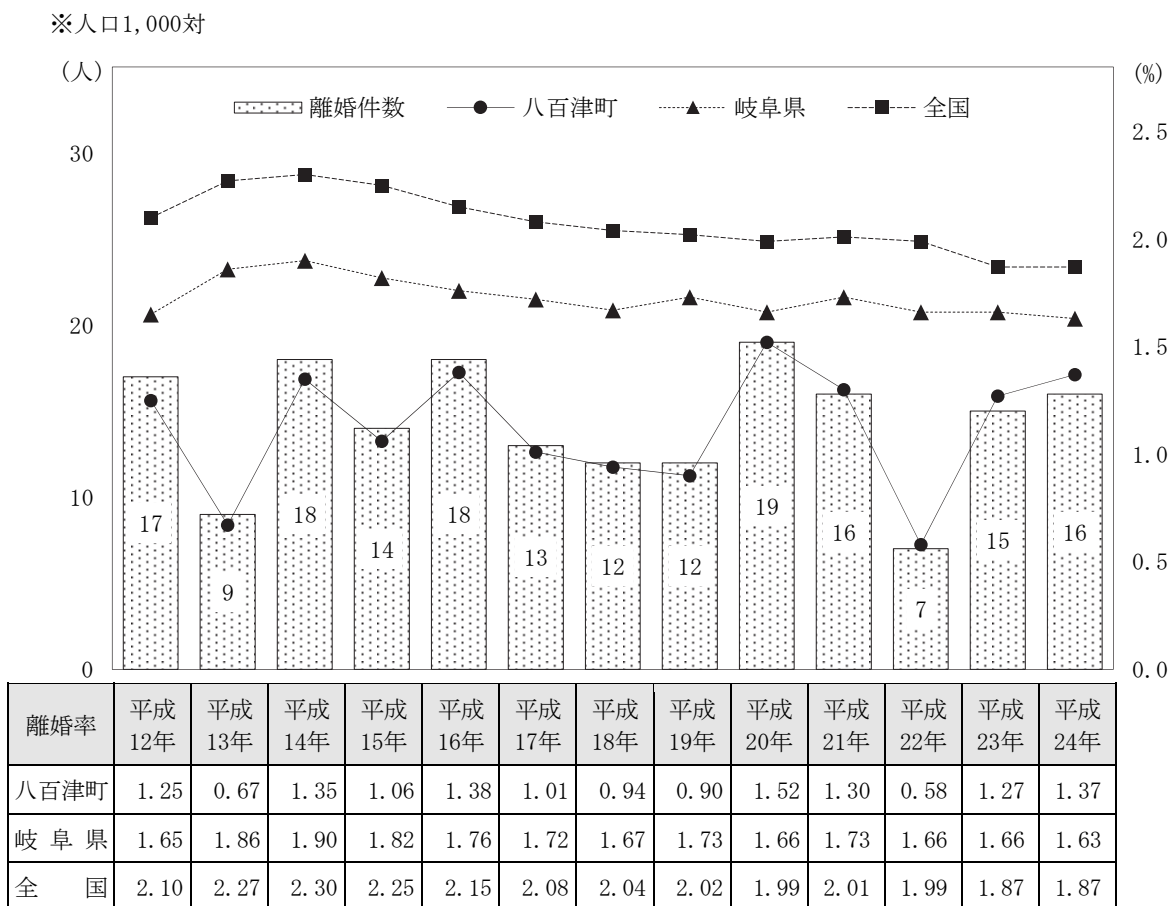
区 分		女 性					男 性				
		平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
20 ～ 24 歳	八百津町	85.7	90.2	89.6	92.0	90.0	95.5	96.2	93.6	95.7	95.7
	岐 阜 県	86.8	87.6	88.0	88.0	88.6	93.5	93.2	92.6	92.9	93.1
	全 国	85.0	86.4	87.9	88.7	87.8	92.2	92.6	92.9	93.4	91.4
25 ～ 29 歳	八百津町	34.5	46.5	50.7	62.0	57.9	68.4	69.1	70.5	74.6	70.8
	岐 阜 県	34.2	44.3	50.7	55.0	55.6	63.1	65.0	66.8	68.8	69.4
	全 国	40.2	48.0	54.0	59.0	58.9	64.4	66.9	69.3	71.4	69.2
30 ～ 34 歳	八百津町	8.4	9.8	17.3	25.5	29.4	31.4	40.3	43.5	51.8	48.1
	岐 阜 県	8.8	14.0	21.0	26.2	29.3	27.0	31.9	37.8	42.5	44.4
	全 国	13.9	19.7	26.6	32.0	33.9	32.6	37.3	42.9	47.1	46.0
35 ～ 39 歳	八百津町	2.2	4.8	6.7	12.1	16.4	17.1	20.4	28.3	31.7	35.1
	岐 阜 県	4.3	6.1	9.5	14.4	18.0	13.9	17.3	21.5	27.5	31.9
	全 国	7.5	10.0	13.8	18.4	22.7	19.0	22.6	25.7	30.0	34.8

資料：「国勢調査」

(2) 離婚件数の推移

本町における離婚件数は、年によりばらつきはありますが、平成12年以降については20件未満で推移しています。離婚率（人口1,000対）は、岐阜県、全国を下回る率で推移しています。

図表 1－15 離婚件数の推移



資料：「可茂地域の公衆衛生」

第2章 子育て支援サービスの現状

1 保育サービス

(1) 認可保育所

町内には、3か所の町立保育園、1か所の私立保育園があり、平成26年4月現在、3歳未満28人、3歳以上193人の計221人が入園しています（図表2-1）。

入園児童数の推移をみると、年々減少傾向にあります（図表2-2）。

図表2-1 認可保育園別入園児童数

単位：入園率は%、その他は人

区 分		定員	入 園 児 童 数							入園率	保育士数 (パート)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総数		
公立	八百津保育園	90	1	2	5	21	23	19	71	78.9	8(2)
	錦津保育園	80	-	3	3	19	15	15	55	68.8	4(4)
	久田見保育園	40	-	3	2	6	3	6	20	50.0	2(2)
	管外保育園	-	-	-	-	-	-	1	1		
私立	和知保育園	90	-	2	7	17	27	21	74	82.2	4(4)
計		300	1	10	17	63	68	62	221	73.7	18(12)

(注) 平成26年4月1日現在

図表2-2 年齢別認可保育園入園児童数の推移

単位：人

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成22年	2	4	12	86	59	96	259
平成23年	1	10	12	62	88	56	229
平成24年	4	10	19	63	64	91	251
平成25年	-	14	23	67	62	68	234
平成26年	1	10	17	63	68	62	221

(注) 各年4月1日現在



(2) 各種保育事業

町内の保育園における入園年齢及び保育時間は図表２－３のとおりです。

図表２－３ 保育時間・入園年齢等の状況（平成25年度）

区 分		入園年齢		保 育 時 間		備 考
				平 日	土 曜 日	
公 立	八百津保育園	6か月～	通常 延長	8:00～16:00 7:00～19:00		
	錦津保育園	6か月～	通常 延長	8:00～16:00 7:00～18:00	8:00～16:00	土曜保育は申込制
	久田見保育園	6か月～	通常 延長	8:00～16:00 7:00～18:00		
私 立	和知保育園	6か月～	通常 延長	8:00～16:00 7:30～18:30	8:00～16:00	土曜保育は申込制

本町では、すべての園において延長保育を実施しています。一時保育は、八百津保育園及び和知保育園、土曜保育については、錦津保育園及び和知保育園で実施しています。

障がい児保育は、4保育園で実施しており、平成25年度は14人が利用しています（図表２－４）。

図表２－４ 各種保育の実施状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延 長 保 育	実施か所数（か所）	4	4	4	4	4
	利用者数（人）	1,770	544	519	332	489
	延べ利用日数（日）	5,457	5,491	4,620	4,841	5,445
一 時 保 育	実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
	利用者数（人）	92	138	129	116	109
	延べ利用日数（日）	309	717	344	292	390
土 曜 保 育	実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
	利用者数（人）	20	24	33	49	29
	延べ利用日数（日）	170	224	176	302	89
障がい児保育	実施か所数（か所）	1	2	2	2	2
	利用者数（人）	5	6	6	13	14
	延べ利用日数（日）	220	220	220	220	220

(3) 保育園・幼稚園の利用状況

保育園、幼稚園を合わせた就園率は3歳が92.6%、4歳が100.0%、5歳が98.8%となっています。幼稚園を利用しているのは4人のみです（図表2-5）。

図表2-5 保育所・幼稚園の利用状況

区 分	総 数 a	保育園		幼稚園		計	
		人 数 b	割 合 $b \div a$	人 数 c	割 合 $c \div a$	人 数 b + c	割 合 $(b + c) \div a$
0 歳	56人	1人	1.8%	-人	-%	1人	1.8%
1 歳	74	10	13.5	-	-	10	13.5
2 歳	69	17	24.6	-	-	17	24.6
3 歳	68	63	92.6	-	-	63	92.6
4 歳	70	68	97.1	2	2.9	70	100.0
5 歳	65	62	95.4	2	3.1	64	98.8
計	402	221	55.0	4	1.0	225	56.0

（注）保育園は平成26年4月1日現在、幼稚園は平成26年5月1日現在

2 小中学校

(1) 小学校

町内には小学校が5校あり、10人～200人弱と規模はさまざまです（図表2-6）。

平成26年5月現在で531人の児童が通学していますが、児童数は、年々減少する傾向にあります（図表2-7）。

図表2-6 小学校児童数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
八百津小学校	24	29	12	33	25	30	153
錦津小学校	14	20	12	23	24	25	118
和知小学校	29	35	26	33	40	36	199
久田見小学校	2	7	9	12	14	7	51
潮見小学校	1	3	1	1	2	2	10
計	70	94	60	102	105	100	531

（注）平成26年5月1日現在

図表 2-7 小学校学年別児童数の推移

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
平成22年	109	98	97	100	125	118	647
平成23年	102	108	98	95	99	127	629
平成24年	59	102	107	99	93	98	558
平成25年	95	61	103	105	99	92	555
平成26年	70	94	60	102	105	100	531

(注) 各年 5 月 1 日現在

(2) 中学校

町内には中学校が 2 校あり、平成26年 5 月現在で307人の生徒が通学しています。

図表 2-8 中学校生徒数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	計
八百津中学校	80	83	109	272
八百津東部中学校	10	12	13	35
計	90	95	122	307

(注) 平成26年 5 月 1 日現在

図表 2-9 中学校学年別生徒数の推移

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	計
平成22年	96	111	109	316
平成23年	115	96	111	322
平成24年	122	115	95	332
平成25年	95	122	114	331
平成26年	90	95	122	307

(注) 各年 5 月 1 日現在



(3) 不登校

年間30日以上の長期欠席者のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状態にある者（病気や経済的理由によるものを除く）」を不登校とといいます。平成25年度の本町の不登校児童・生徒数は小学生が2人（0.36%）、中学生が8人（2.42%）でした。

不登校等に対する相談指導のために、スクールカウンセラー2人、スクール相談員1人が配置されています。

図表2-10 不登校児童・生徒数の推移（30日以上欠席）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本 町	小学校（人）	3	4	1	0	2
	比 率（%）	0.47	0.62	0.16	-	0.36
	中学校（人）	14	9	8	8	8
	比 率（%）	4.17	2.85	2.48	2.41	2.42
岐阜県	小学校比率（%）	0.42	0.40	0.41	0.41	0.47
	中学校比率（%）	2.93	2.73	2.66	2.66	2.90
全 国	小学校比率（%）	0.32	0.32	0.33	0.31	0.36
	中学校比率（%）	2.78	2.73	2.65	2.57	2.69

図表2-11 スクールカウンセラー（平成25年度）

区 分	人 数	相談時間
スクールカウンセラー * 1	2人	270
スクール相談員 * 2	1人	180

* 1 臨床心理士 1日／週 県職員 八中・東中校区

* 2 相談員 1日／週 県職員 八中校区

(4) 放課後児童クラブ

共働きなどの事情で、昼間子育てができない家庭の児童を放課後や夏季休暇中に預かる放課後児童クラブは、平成26年4月現在138人が登録しています。町内には3か所の放課後児童クラブと、夏季休暇期間のみ実施している久田見児童クラブが1か所あります。

登録児童数は、平成23年以降、毎年10人前後増加していましたが、平成26年は24人減少しています。

図表2-12 放課後児童クラブの登録児童

単位：人

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
八百津児童クラブ	13	12	6	8	3	1	43
錦津児童クラブ	6	9	5	0	3	0	23
和知児童クラブ	8	14	11	7	6	1	47
久田見児童クラブ (※夏季休暇中のみ)	3	3	7	8	2	2	25
計	30	38	29	23	14	4	138

(注) 平成26年4月1日現在

図表2-13 放課後児童クラブの登録児童数の推移

単位：人

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
八百津児童クラブ	70	54	56	50	50	43
錦津児童クラブ	28	26	23	26	29	23
和知児童クラブ	-	38	40	56	58	47
久田見児童クラブ (※夏季休暇中のみ)	-	13	23	22	25	25
計	98	131	142	154	162	138

(注) 各年4月1日現在



3 子育て支援・相談

(1) 子育て支援センター

子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が交流を行う場所として開設しています。子育てサロンの開催、子育てサークル活動、子育て相談などを行っています。本町では福祉センターに整備しています。

図表 2-14 子育て支援センター等の整備状況

区 分	利用者数（人）	規模・休館日等	事業内容等
平成21年度	10,040	8：30～17：15 土・日・祝日休館	遊びの場 サロンの開催 サークル活動 子育て相談
平成22年度	10,808		
平成23年度	9,363		
平成24年度	11,062		
平成25年度	10,619		

(2) 相談事業

子育て支援センター及び保健センターにおいて、面接、電話などにより、さまざまな内容の相談を行っています。

図表 2-15 相談事業の状況（平成25年度）

相談内容	延件数	実施場所	回 数	相談スタッフ
乳幼児相談	395	子育て支援センター	12	保健師・管理栄養士
子育て相談	40	保健センター	10	臨床心理士・保育士
電話相談	6	保健センター	随時	保健師
随時相談	1,041	子育て支援センター	随時	保育士

(3) 民生委員児童委員

平成26年4月現在、本町の児童委員は28人で、児童委員は民生委員が兼ねています。児童委員は、児童問題にかかわるさまざまな行政機関、青少年育成関係者、学校関係者と協力し、相談・援助にあたっています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として2人の主任児童委員が活動しています。

図表 2-16 民生委員児童委員

単位：人

区 分	八 百 津	伊岐津志	和 知	久 田 見	福 地	潮 南	計
民生委員児童委員	10	3	6	5	2	2	28
主 任 児 童 委 員	1			1			2

(注) 平成26年4月1日現在

(4) 子ども相談センター

中濃子ども相談センターでは、家庭や学校などから寄せられる児童に関する様々な相談に応じています。平成25年度に八百津町から寄せられた相談は22件で、内容としては障がいに関する相談が多くなっています。

図表 2-17 子ども相談センターにおける内容別相談件数の推移

単位：件

区 分	養護相談 (虐待)	養護相談 (その他)	保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
				肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重度心身障がい相談	知的障がい相談	自閉症行為	ぐ犯行為相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談	しつけ相談		
平成21年度	2	4	-	-	-	7	-	8	-	-	-	2	2	-	-	-	25
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	1	-	-	-	1	7
平成23年度	3	5	-	-	-	-	-	13	-	1	3	1	1	1	-	-	29
平成24年度	-	1	-	-	-	1	-	12	-	-	-	-	1	1	-	-	15
平成25年度	1	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	2	-	2	-	-	22

4 母子保健サービス

(1) 健康診査

疾病や障がい予防・早期発見のために、妊婦健康診査、3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行っています。歯科検診については、平成25年度から、1歳6か月児、3歳児に加えて、2歳児も行っています。

図表 2-18 妊婦一般健康診査受診状況

区 分	受診票発行 実人数 (人)	受診延人数 (人)	有所見状況	
			有所見者延 人数 (人)	有所見率 (%)
平成21年度	86	829	57	7.8
平成22年度	69	988	43	4.4
平成23年度	79	740	31	4.2
平成24年度	74	753	28	3.7
平成25年度	82	650	28	4.3

図表 2-19 乳児（3～4か月児）健康診査実施状況 単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成21年度	58	58	100.0	56	0	0	2
平成22年度	67	67	100.0	63	0	1	3
平成23年度	60	59	98.3	47	2	1	9
平成24年度	78	78	100.0	68	7	1	2
平成25年度	60	58	96.7	54	3	0	1

図表 2-20 10か月児健康診査実施状況 単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成21年度	63	63	100.0	60	0	1	2
平成22年度	58	57	98.3	53	2	1	1
平成23年度	74	73	98.6	54	11	0	8
平成24年度	70	66	94.3	61	3	0	2
平成25年度	66	65	98.5	59	3	3	0

図表 2-21 1歳6か月児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成21年度	54	54	100.0	50	1	2	1
平成22年度	64	61	95.3	58	0	0	3
平成23年度	68	66	97.1	45	19	1	1
平成24年度	61	60	98.4	47	12	0	1
平成25年度	75	72	96.0	63	6	1	2

図表 2-22 3歳児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成21年度	93	90	96.8	79	5	3	3
平成22年度	70	68	97.1	58	7	1	2
平成23年度	61	61	100.0	49	12	0	0
平成24年度	70	66	94.3	45	19	2	0
平成25年度	71	69	97.2	63	4	2	0

図表 2-23 妊婦歯科健診実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	妊婦歯科健診					
	対象児数	受診児数	受診率	異常なし	要指導	要治療
平成21年度	55	20	36.4	9	4	7
平成22年度	74	23	31.1	18	4	1
平成23年度	60	21	35.0	8	9	3
平成24年度	59	15	25.4	12	1	0
平成25年度	49	13	26.5	3	3	7

図表 2-24 1歳6か月児歯科健診実施状況

区 分	1歳6か月児歯科健診				
	対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	う 歯 の あ る 児 童 (人)	一 人 あ た り う 歯 数 (本)
平成21年度	54	54	100	2	0.07
平成22年度	64	56	87.5	1	0.018
平成23年度	70	63	90.0	2	0.051
平成24年度	61	55	90.2	2	0.036
平成25年度	75	72	96.0	5	0.28

図表 2-25 2歳児歯科健診実施状況

区 分	2歳児歯科健診				
	対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	う 歯 の あ る 児 童 (人)	一 人 あ た り う 歯 数 (本)
平成25年度	59	49	83.1	4	0.3

図表 2-26 3歳児歯科健診実施状況

区 分	3歳児歯科健診				
	対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	う 歯 の あ る 児 童 (人)	一 人 あ た り う 歯 数 (本)
平成21年度	94	81	86.2	22	0.72
平成22年度	70	59	84.3	18	0.83
平成23年度	65	63	96.9	9	0.3
平成24年度	70	63	90.0	6	0.25
平成25年度	71	66	93.0	15	0.64

(2) 訪問指導

保健師が、産婦、乳幼児等を対象として訪問指導を行っています。平成25年度は、延べ126回訪問しています。

図表 2-27 訪問指導の実施状況

区 分		妊 婦	産 婦	乳 児	幼 児	保護者への支援	計
平成21年度	実 人 数 (人)	21	60	61	4	2	148
	延べ訪問回数 (回)	21	63	65	4	2	155
平成22年度	実 人 数 (人)	58	66	65	7	6	202
	延べ訪問回数 (回)	58	83	80	8	13	242
平成23年度	実 人 数 (人)	0	61	61	0	2	185
	延べ訪問回数 (回)	0	61	65	0	2	157
平成24年度	実 人 数 (人)	0	62	65	1	0	128
	延べ訪問回数 (回)	0	63	66	2	0	131
平成25年度	実 人 数 (人)	0	62	64	0	0	126
	延べ訪問回数 (回)	0	62	64	0	0	126

(3) 母親学級

保健センターにおいて、初産婦を対象とした母親学級を実施しています。

図表 2-28 母親学級の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数	備 考
平成21年度	10回	42人	場 所：保健センター 実施日：月（1コース2回） 内 容：妊娠中の生活とお産 産後の生活と育児
平成22年度	13	66	
平成23年度	14	64	
平成24年度	14	38	
平成25年度	8	32	

(4) 離乳食指導

生後3か月児及び9か月児の保護者を対象に、離乳食指導を実施しています。

図表 2-29 離乳食指導の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数	備 考
平成21年度	28回	148人	場 所：保健センター 実施日：毎月 内 容：離乳食の進め方 離乳食の試食
平成22年度	28	151	
平成23年度	30	151	
平成24年度	30	154	
平成25年度	12	65	

(5) 育児相談

保健センターにおいて、子どもの発達・発育・育児に不安や悩みをもつ人を対象に育児相談を行っています。延べ相談件数は増加傾向にあります。

図表 2-30 育児相談の実施状況

区 分	実施回数	延べ相談件数	スタッフ等
平成21年度	28回	410件	場 所：保健センター 実施日：毎月 内 容：保健指導・身体計測・子育て相談・ことばの相談
平成22年度	28	378	
平成23年度	28	341	
平成24年度	28	414	
平成25年度	28	430	

(6) フッ素塗布

2歳児を対象としたフッ化物の塗布を毎月1回実施しています。

図表 2-31 フッ素塗布の実施状況

区 分	実施回数	延べ参加人数	スタッフ等
平成21年度	12回	135人	歯科医師・歯科衛生士・保健師・ボランティア
平成22年度	12	115	
平成23年度	12	126	
平成24年度	12	118	
平成25年度	12	138	

5 経済的支援

(1) 児童手当の受給状況

中学校修了前の児童を養育している人に児童手当が支給されています。支給額は3歳未満の児童は一律月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童は第1子及び第2子が月額10,000円、第3子以降が月額15,000円、中学生は一律月額10,000円です。

図表 2-32 児童手当の受給状況

単位：人

区 分	児童手当		特例給付	計
	被用者	非被用者		
平成21年度	714	256	19	989
平成22年度	977	320	-	1,297
平成23年度	947	300	-	1,247
平成24年度	946	288	-	1,234
平成25年度	903	273	26	1,176

(2) 乳幼児等医療費の助成

子育て家庭の経済的負担を軽減するため医療費を助成しています。対象年齢は0～14歳で、助成額は医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担分です。

図表 2-33 乳幼児等医療費の助成

区 分	受診延べ件数	助成額
平成21年度	16,974件	33,791,277円
平成22年度	18,367件	39,844,274円
平成23年度	18,500件	38,137,628円
平成24年度	18,080件	36,440,176円
平成25年度	18,088件	36,698,391円

(3) 保育料の軽減

本町の保育料は、国の徴収基準に対して保育料を15～20%前後を軽減しています。なお、所得に応じて徴収基準が定められており、個々に軽減率は若干異なります。

図表 2-34 保育料の軽減

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
徴収金（円）	49,286,410	43,800,470	42,460,790	48,658,370
保育料（円）	61,602,110	55,536,580	52,212,790	57,536,000
軽減率（%）	20.1	21.1	18.7	15.4

第3章 基本構想

1 基本理念



基本理念

みんなが主役 やおつの 子育て・子育て

後期行動計画で定めた基本理念を継承し、本計画においても「みんなが主役 やおつの 子育て・子育て」を基本理念とします。

子どもを安心して生み育てることができるまち、子どもが健やかに育つまちを実現するためには、子育て家庭だけでなく、行政、企業、学校、地域の人々みんなが、「子どもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識をもち、協働して取り組むことが重要であると考えます。

すべての町民が子育て・子育て支援の当事者となり、これまで以上に積極的に関わり、子どもと子育て家庭を、地域ぐるみで温かく見守り支援していきます。

2 基本的な視点

次に示す基本的視点に立って子どもの育ちと子育てを支援していきます。この視点は、家庭、地域、企業、行政などが行動する際の行動指針でもあります。

(1) 子どもにとっての幸せを最重要視する視点

子ども・子育て支援サービスの推進にあたり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していく必要があります。

(2) 家庭での子育てを基本とする視点

子育ての基本は家庭にあり、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下、子育ての基本は家庭にあるということについて、親の自覚を促すための啓発を行うとともに、子どもは、次代の親になるという認識のもと、10年先、20年先を見据えた支援を行う視点を持ちます。

(3) すべての子育て家庭を支援する視点

共働き世帯も、仕事をやめて家庭で子育てをすることを選択した世帯も、本計画の対象であるすべての子どもとその家庭の、さまざまなニーズに柔軟に対応していく視点を持ちます。

(4) 地域の理解と支援など、社会的資源の活用のもとで取り組む視点

良好な子育て環境を築くため、子育て支援の重要性について地域住民に理解を促し、協力して、子育て中の家庭を支えられる地域社会をめざす視点を持ちます。

また、いざというときに子育て家庭を地域で支えることができるよう、町内外のヒト、モノといったさまざまな社会資源を最大限効果的に活用する視点を持ちます。

(5) 企業が取り組む子育て支援を促進する視点

企業に対して、子育てと仕事が両立できる就労環境づくりを促進する視点を持ちます。また、男女がそれぞれの多様なライフスタイルへ転換できる社会づくりに向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図る視点を持ちます。

(6) 行政サービスの質的向上を図る視点

公的なサービスの提供にあたっては、地域などで提供される支援とのバランスを図りつつ、必要とされる量を確保するだけでなく、その質が高い次元で確保され、子どもや家庭のニーズにきめ細かく対応できるよう、質ときめ細やかさの向上を図る視点を持ちます。

また、子育てに関する不安や悩みは大きいことから、相談機能や情報発信機能を充実させるほか、子育て中の保護者などが情報交換できる場づくりを進める視点を持ちます。

なお、本計画には、次世代育成支援対策行動計画からの積み上げがあります。良い点はそのまま伸ばし、見直す必要があるものについては改善を図る、さらにはそれらでは対応しきれない新たな課題についても適切に対応するという継続と発展の視点を持ちます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の5つの基本目標を設定して施策を推進していきます。

● 基本目標 1 子育てと仕事の両立支援の充実

保護者（特に母親）の子育てと仕事の両立を図ることができるよう、多様な保育・託児サービスの提供体制の整備を進め、社会的な支援の強化を図ります。同時に、家庭に対して、育児休業制度の利用促進のPRに努めるとともに、事業主に対しては多様な働き方が選択できる雇用・就労環境づくりを働きかけるなど、安心して子どもを生み育てることができる社会環境の実現をめざします。

● 基本目標 2 子育て家庭の支援の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、情報提供体制の充実を図ります。また、保護者同士が子育てについて語り合い、子育てについて学ぶ場を提供し、父親と母親がともに責任を持って子育てに取り組む意識を啓発するとともに、子育ての基本となる家庭の教育力（育児力）の向上と、家庭生活における固定的な男女の性役割意識を転換し、男女がともに家庭と仕事を分かち合える意識や地域社会づくりを推進します。

そのほか、子育て世帯に対する経済的負担の軽減など、子育て家庭の支援の推進を図り、安心して子どもを生み育てることができる社会環境の実現をめざします。

● 基本目標 3 健全な子育ての支援の充実

子どもは次代の親になるとの認識のもとに、自立した豊かな人間性を養うことができる教育の充実や、地域住民の一人ひとりが子育てに参加する地域ぐるみの子育ての実現のため、家庭、地域、行政等が一層の連携を図り、子どもの健全育成や子育て家庭への支援を推進します。同様に、公園や公共施設、道路環境の整備や、住宅の整備を進め、子どもや子育て中の家庭が安心・安全に過ごすことのできる生活環境づくりを推進します。

また、障がいの早期発見・療育に向けた関係機関の連携体制の強化と、教育・療育・環境面での体制づくりを推進し、子どもの健やかな成長を育む育成環境の実現をめざします。

● 基本目標 4 健康な子育ての支援の充実

妊娠・出産に関する支援と情報提供による妊産婦の健康教育、乳幼児の成長発達の支援、疾病や事故の予防知識の普及などによる母親の育児不安の軽減など、母子の健康支援を推進します。また、心身の健康上の問題が、将来の社会生活に影響を及ぼすことがないよう、思春期における保健対策と健康教育、乳幼児期からの食育の取り組みを推進します。

そのほか、小児医療体制の充実と、夜間帯や休日などの小児救急医療体制の充実を町内外の医療機関に働きかけるなど、子どもの健やかな成長を育む育成環境の実現をめざします。

● 基本目標 5 やおつの子育て・子育ての支援体制の整備

子育て支援や、子どもの成長と教育に携わる専門職等のより一層の資質の向上と、関係機関のサービスの質の向上を図ります。サービスの質の向上も含めた「やおつの子育て・子育ての支援体制」の構築により、計画の着実な推進を図り、安心して子どもを生み育てることができる社会環境の実現と、子どもの健やかな成長を育む育成環境の実現をめざします。

4 計画の体系

●基本目標1 子育てと仕事の両立支援の充実

施策の方向	取組・事業
1 幼児期の教育・保育の充実	平日昼間の教育・保育の推進
	低年齢児保育の推進
	延長保育の推進
	休日保育の実施に向けた検討
	地域との交流の実施
	異年齢児との交流の実施
	保育園における地域の子育て支援の実施
	保育園の整備の実施
2 多様な託児サービスの推進	一時預かりの推進
	病児・病後児保育の実施
	放課後児童クラブの充実
	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施
	ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討
3 子育てしやすい環境づくりの推進	事業主に対する意識啓発
	育児休業制度の利用促進
	多様な就労環境の整備の推進
	ワークライフバランスの啓発活動の推進
	男女共同参画の推進

●基本目標2 子育て家庭の支援の充実

施策の方向	取組・事業
1 子育て相談・情報提供による家庭支援の推進	子育て支援センターの機能の充実
	利用者支援事業の実施
	専門機関との連携
	広報等による情報提供
	「サービスガイド」の作成
	専門職等による口伝えでの情報提供
	携帯電話（メール）による情報提供
	家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進
2 家庭教育力の向上	「家庭の日」を活用した啓発活動の推進
	マタニティスクール（母親学級両親学級）の開催
	妊娠期子育て講座
	父子手帳の交付
	乳幼児学級の開催
	家庭教育学級の開催
	保育園合同家庭教育学級「ちびっこ広場」の開催
	小・中学校家庭教育学級合同講演会の開催
	がやがや会議の開催
	園庭開放の実施
	未就園児を対象とした「ちびっこひろば」での交流
	仲良し親子のつどいの実施
3 経済的支援の推進	乳幼児医療費の公費負担制度の継続
	保育料負担の低減化
	乳児育児用品等購入費助成事業の推進
	母子・父子家庭等医療費助成
	母子・寡婦福祉資金制度
	新入学児童・生徒の激励

●基本目標 3 健全な子育ての支援の充実

施策の方向	取組・事業
1 学校教育の充実	保育園と小学校の交流の推進
	八百津町教育夢プラン「人道プラン」の実践
	学校での教育内容の充実
	いじめや不登校などへの適切な対応
	学校評議員活動の活性化
	学校の相談機能の強化
2 地域の子育て力の強化	子どもと子育て家庭を温かく見守る地域づくりの推進
	子どもの健全育成・子育て支援に関するボランティアの養成
	子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進
	スポーツ少年団活動の活性化支援
	チャレンジクラブ802の活動内容の充実と活動支援
	有害環境対策の推進
	地域ぐるみの防犯活動
	スクールガードによる防犯活動
	「子ども110番の家」の活動の充実
3 自立したおとな・次代の親の育成	子育て支援ネットワーク会議の活動強化
	職業体験の推進
	乳幼児保育体験の推進
4 子育て家庭の生活環境の整備	子どもの意見を聴く場の設置
	遊び場の整備
	公共施設等のバリアフリー化
	交通安全教育の実施
	道路環境整備の推進
	防犯教育の推進
	地域組織単位での防犯教育の実施
	防犯灯の設置の推進
	「空き家バンク」の活用
	町営住宅の提供
5 特別な配慮を要する子どもたちへの支援の充実	八百津町新築住宅建設等奨励金の交付
	障がいの早期発見・早期療育の実施
	発達の遅れや障がい児への専門的指導の実施
	障害児通所支援の実施
	障がい児と関わる機関での日常的な相談対応
	専門的な相談の実施
	障がい児保育の推進
	インクルーシブ教育の推進
	学校施設のバリアフリー化
	被虐待児童の早期発見及び早期対応
	就労支援

●基本目標 4 健康な子育ての支援の充実

施策の方向	取組・事業
1 妊娠・出産に関する支援と妊産婦の健康教育の推進	保健センターと医療機関との連携の強化
	母子健康手帳の交付
	妊婦健康診査の推進
2 乳幼児の成長発達の支援、育児不安の軽減など、母子の健康支援の推進	乳幼児健康診査の実施
	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
	養育支援訪問等の推進
	歯科健康診査の実施
	歯みがき教室の実施
	疾病や事故の予防知識の普及
3 思春期保健対策と健康教育の推進	性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及
	思春期電話相談の利用促進
4 食育の推進	栄養や食育に関する講話等の実施
	離乳食指導の実施
	ばくばく教室の実施
	園や学校における食農体験の推進
	学校給食を活用した食育の推進
5 小児医療の充実	小児医療体制の充実
	小児救急医療体制の充実

●基本目標 5 やおつの子育て・子育ての支援体制の整備

施策の方向	取組・事業
1 専門職等の専門性向上に向けた支援の推進	教師や保育士、保健師等専門職の資質向上
	民生委員児童委員の研修機会の確保
	福祉協力員等のより一層の資質の向上
	苦情対応・対応の仕組みの確立
	危機管理（リスクマネジメント）の体制強化
2 やおつの子育て・子育ての支援体制の整備	評価の実施
	「子育て支援ネットワーク会議」による計画の推進
	プラットフォーム概念の導入
	近隣市町村との連携 岐阜県との連携

5 子ども数の推計

各年度の推計子ども数は、平成22年から平成26年の4月1日の住民基本台帳人口、平成21年度から平成25年度の母親の年齢別出生数を基に推計しています。

図表 3-1 目標年度の子ども数（0～17歳）の推計

単位：人

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0～17 歳	1,563	1,512	1,477	1,421	1,352	1,308
0～2 歳	199	190	175	171	165	160
0 歳	56	57	55	52	51	50
1 歳	74	60	61	59	56	55
2 歳	69	73	59	60	58	55
3～5 歳	203	212	218	213	204	189
3 歳	68	73	77	63	64	62
4 歳	70	67	72	76	62	63
5 歳	65	72	69	74	78	64
6～8 歳	224	232	211	211	220	226
6 歳	70	66	73	70	75	79
7 歳	95	71	67	74	71	76
8 歳	59	95	71	67	74	71
9～11 歳	307	263	251	219	226	206
9 歳	101	59	95	71	67	74
10 歳	105	99	57	91	68	64
11 歳	101	105	99	57	91	68
12～14 歳	313	287	292	299	255	240
12 歳	90	99	103	97	55	88
13 歳	98	90	99	103	97	55
14 歳	125	98	90	99	103	97
15～17 歳	317	328	330	308	282	287
15 歳	111	124	97	89	98	102
16 歳	94	110	123	96	88	97
17 歳	112	94	110	123	96	88

(注) 平成 26 年は 4 月 1 日現在

第4章 基本計画

●基本目標1 子育てと仕事の両立支援の充実

安心して子どもを生み育てることができる社会環境の実現をめざし、保護者が子育てと仕事を両立できる社会的な支援の強化を図ります。

1 幼児期の教育・保育の充実

保護者（特に母親）の子育てと仕事の両立を図ることができるよう、多様な保育サービスの提供体制の整備を推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
平日昼間の教育・保育の推進	●認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設であり、保護者の就労状況や家庭の状況など個々のニーズに柔軟に対応することができます。本町においては保育園の待機児童はありませんが、多様な教育ニーズに対応するとともに、保護者の就労状況の変化等に柔軟に対応できるよう、平成31年を目途に保育園から認定こども園への移行を促進します。 ●園ごとに定員数の見直しなど必要な対応や整備を進めます。	保育園
低年齢児保育の推進	●八百津・錦津・久田見・和知保育園の4園で、生後6か月からの低年齢児保育を実施します。 ●保護者の多様な就業が進むにつれて、3歳未満児の保育ニーズが高まることが予想されるため、可能な限り受け入れられるよう調整を図ります。	保育園
延長保育の推進	●八百津・和知保育園では午前7時～午後7時、錦津・久田見保育園では午前7時～午後6時までと、各々の時間枠を定めた延長保育を実施します。 ●保護者の多様な就業が進むにつれて、延長保育のニーズが高まることが予想されるため、可能な限り対応できる保育体制の確保に努めます。	保育園
休日保育の実施に向けた検討	●保護者の多様な就業が進むにつれて、土・日曜日、祝日に就労している保護者が増えてきていることから休日保育の需要に対応するため、指定する1か所の保育園での実施を検討します。	保育園

地域との交流の実施	●地域の老人施設の訪問、運動会や夏祭りなどの地域の行事への参加など、それぞれの園で地域の特性に合わせた活動を行うほか、各保育園において地域との交流会を実施します。	保育園
異年齢児との交流の実施	●中・高校生の体験学習の機会として、生徒を受け入れ、中・高校生との交流を深めます。	保育園
保育園における地域の子育て支援の実施	●園庭開放や育児相談などの事業を行い、保育園のもつ専門性を地域に還元することにより、地域に根付き、地域から信頼される保育園をめざします。	保育園
保育園の整備の実施	●保育園の老朽化に伴う改築、統廃合については、検討委員会等において、今後議論を重ねていくこととします。	健康福祉課 保育園

2 多様な託児サービスの推進

保護者（特に母親）の子育てと仕事の両立を図ることができるよう、多様な託児サービスの提供体制の整備を推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
一時預かりの推進	●保護者の疾病、急用など緊急時の保育ニーズへの対応や育児疲れの解消を図るため、八百津、和知保育園の2園で一時預かりを実施します。 ●認定こども園の整備により、幼稚園を希望する人の預かり保育のニーズにも対応していきます。	保育園 健康福祉課
病児・病後児保育の実施	●近隣市町の事業所と委託契約を結び病児・病後児保育を実施します。必要に応じて契約施設数を増やしていきます。	健康福祉課
放課後児童クラブの充実	●昼間、保護者が家にいない家庭の小学生について、放課後や長期休暇時などに家庭に替わる適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を、八百津、錦津、和知地区の内3か所で実施します。 ●久田見地区については夏季休暇期間とし、放課後についてはニーズに応じて対応します。 ●小学1年生から6年生まで、すべての学年の児童を受け入れます。	健康福祉課 社会福祉協議会

子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	●保護者の疾病や急用などにより、宿泊を伴う子どもの預かりが必要となったときに、児童養護施設等で子どもを泊りがけで預かるショートステイ事業については、近隣の児童養護施設等において実施します。	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討	●「育児の手助けができる人」と「育児の手助けが必要な人」を結びつけるファミリー・サポート・センターの設置について検討を行います。	健康福祉課

3 子育てしやすい環境づくりの推進

保護者（特に母親）の子育てと仕事の両立を図ることができるよう、担当課や町商工会と連携して、家庭に対して育児休業制度の利用促進のPRに努めます。また、多様な働き方が選択できる雇用・就労環境づくり、家庭生活における男女共同参画の推進など、男女がともに家庭と仕事を分かち合える意識や地域社会づくりを推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
事業主に対する意識啓発	●妊娠婦や保護者が就労しやすい職場づくりや、男女の役割分担意識の是正により、男女がともに家事や子育てに取り組めるよう、担当課や町商工会と連携して事業主に対する意識啓発を推進します。	産業課 商工会
育児休業制度の利用促進	●出産・子育てを経ても働き続けることができるよう、保護者や事業者に対して育児休業制度の普及啓発に努めるとともに、家庭での子育てと地域での子育て支援の重要性に対する意識啓発を進め、育児休業をとりやすい職場環境の意識づくりに努めます。	産業課 商工会
多様な就労環境の整備の推進	●出産・子育てを経ても働き続けることができるよう、事業主に対して家庭での子育ての重要性を啓発するとともに、在宅勤務やフレックスタイム、時間短縮などの制度の導入など、多様な働き方ができる職場環境づくりを促進します。	産業課 商工会
ワークライフバランスの啓発活動の推進	●広報やおつや町ホームページなどを活用して、「仕事と生活の調和がとれた生活の必要性やその魅力、仕事と生活の調和を図るための工夫など」について情報発信を行い、保護者や事業主を含めた町民の意識の向上を図ります。	産業課 商工会

男女共同参画の推進	●性別による役割分担の意識の撤廃と、男女が共に、そして自分らしく子育てに取り組める社会を築くため、家庭、地域、企業などに対する意識啓発を進めます。 ●岐阜県男女共同参画推進サポーター協働事業などを活用しながら、八百津町の地域を支える女性ネットワーク会議と協働して、町民に親しみやすく、理解されやすい内容での意識啓発に努めます。	総務課
-----------	---	-----



●基本目標２ 子育て家庭の支援の充実

安心して子どもを生み育てることができる社会環境の実現をめざし、保護者の子育てに関する不安・悩みなどの相談、子育て情報の提供、仲間づくりの推進、夫婦がともに家事・育児・仕事を分担しあう男女共同参画の理念の普及、子育てに伴う経済的支援などを通じて、安心して子育てができる家庭支援を推進します。

1 子育て相談・情報提供による家庭支援の推進

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、情報提供体制の充実を図ります。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
子育て支援センターの機能の充実	●地域の子育て支援の中核である「八百津町子育て支援センター」の機能の充実を図り、育児不安解消のための相談・指導をはじめ、子育て中の保護者への支援活動などに関する情報提供を行います。 ●未就園児の親子を対象とした専門の相談室において、十分なプライバシーを保ちながら子育て相談に対応します。 ●保護者が安心して子どもを遊ばせることができるよう、安全面に配慮した施設の整備を行うとともに遊具や玩具の充実に努めます。	子育て支援センター
利用者支援事業の実施	●子育て支援センターにおいて、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援センター
専門機関との連携	●保護者の不安や悩みについて、より専門的な対応が必要な場合には、専門機関等へつなぐなど、関連機関と連携して対応します。	健康福祉課 学校教育課
広報等による情報提供	●広報やおつやお知らせ版、子育て支援センター通信、健康生活カレンダーなどについては、わかりやすい情報の提供と内容の充実に努めます。子育て中の保護者が情報を入手し、サービス等にたどり着くことができるようにします。 ●町ホームページにおける子育て支援、健全育成関連情報の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援センター

「サービスガイド」の作成	●保健・福祉・教育等の子育て支援、健全育成サービスが対象となる年代別に一覧としてまとめられている「サービスガイド」を作成・配布します。	健康福祉課 子育て支援センター
専門職等による口伝での情報提供	●保健センターや子育て支援センター、保育園や小・中学校では、日常的に保護者と専門職が関わる機会や場面があるといえます。このような場面を通じて、専門職から必要な情報を繰り返し伝えるよう努めます。	健康福祉課 子育て支援センター 保育園
携帯電話（メール）による情報提供	●各保育園から保護者への緊急連絡等をチャットメールにて情報提供などを行います。手軽で、身近に情報を得ることのできるチャットメールについて、利用方法や活用方法などの周知に努めます。	保育園

2 家庭教育力の向上

安心して子育てができるよう、保護者同士が子育てについて語り合ったり、子育てについて学ぶ場を提供し、父親と母親がともに責任を持って子育てに取り組む意識を啓発し、子育ての基本となる家庭の教育力（育児力）の向上を図ります。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進	●広報やおつやお知らせ版、子育て支援センター通信、町ホームページなどを活用して、定期的に「子どもと接することの重要性」などの啓発を行い、父母による子育て力の向上に向けて、父母の子育てに対する意識向上を図ります。	子育て支援センター
「家庭の日」を活用した啓発活動の推進	●「家庭の日（毎月第3日曜日）」に合わせて、親子がふれあうことの重要性の啓発を行います。「家庭の日」に、親子で参加できるさまざまな体験活動などの活動機会を提供します。	教育課
マタニティスクール（母親学級両親学級）の開催	●妊婦を対象とした「母親学級」（前期）と、夫婦を対象とした「両親学級」（後期）を開催し、子どもが生まれる前に母親、父親としての自覚を促し、協力して出産や子育てを行う意識を持つことができるようにするとともに、生まれてくる子と母親、父親との愛着形成を支援します。また、妊娠・出産に関する情報提供や、相談等にも応じます。 ●母子健康手帳交付時などに情報提供を行い、夫婦での積極的な参加を促すほか、初産婦、経産婦にかかわらず参加勧奨を行い、参加者増を図ります。	健康福祉課

妊娠期子育て講座	●妊娠期にある夫婦を対象に、「子育てへの不安解消、親としての自覚を促す」などの課題を克服するとともに、家庭の教育力の向上をめざし、親になる自覚・心構えと喜びを促す内容の講座を開催します。	健康福祉課
父子手帳の交付	●妊娠から出産、育児全般、子どもとの遊び方などを分かりやすくイラストを交えて紹介し、父親の子育てへの関わり方や子育ての基礎知識などを記した「父子手帳」を交付します ●保健センターで母子健康手帳とともに配布しますが、子育て中の方で、希望される人にも配布します。	健康福祉課
乳幼児学級の開催	●八百津、錦津、和知、東部地区の各4地区で、6か月～3歳までの子どもとその親を対象に実施します。子どもの心に寄り添う教育の推進に向けて、参加親子に働きかけます。 ●子どもの心が育つ家庭づくりの大切さを学び、親自身が自分の子育てを振り返る場、他の学級生と交流できる場となるよう、地域住民、保健師、保育園長等、子育て支援ネットワークの関係者との連携を深めながら継続して実施します。	教育委員会
家庭教育学級の開催	●保育園、小学校、中学校のそれぞれの園・学校に委託し、「親子のふれあい」を通じた体験や学習を実施します。 ●各園、学校、地域の願いや特色を生かし、保護者だけでなく家族や地域の人々とともに家庭教育に関心をもつことができる体験活動などの学習を実施します。	保育園 小・中学校 教育委員会
保育園合同家庭教育学級「ちびっこ広場」の開催	●乳幼児とその保護者及びこれから親になる人を対象に子育ての大切さを知ってもらったり、子どもたちの夢と心の健全な育成のための講演会を年に1回開催します。	保育園 教育委員会
小・中学校家庭教育学級合同講演会の開催	●小・中学校合同実施による講演会を年に1回開催します。	小・中学校 教育委員会
がやがや会議の開催	●保育参観終了後、各クラスにわかれて、子育ての問題点等を親同士が自由に話し合う会議を開催し、子育て中の親子同士が交流する機会を提供します。	保育園
園庭開放の実施	●親子同士の交流を図ることができるよう、未就園児の親子を対象に運動会等行事への参加の案内をしたり、休日等の保育時間外に親子で利用できるよう園庭を開放します。また、保育園事業に対して広く理解していただくための機会につなげます。	保育園

未就園児を対象とした「ちびっこひろば」での交流	●子育て支援センター2階を「屋根のある公園」として、子育て中の親子が集い、交流することのできる場として開放します。	子育て支援センター
仲良し親子のつどいの実施	●社会福祉協議会において、子どもが高校生以下のひとり親家庭を対象に、親子のふれあいと相互の交流を目的とした日帰りのバス旅行を開催します。	社会福祉協議会

3 経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、子育て世帯に対しての経済的負担の軽減等の支援を推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
乳幼児医療費の公費負担制度の継続	●0歳児から中学3年生までの子どもの入院・通院による医療費の自己負担額を助成します。	町民課
保育料負担の低減化	●新制度への移行を踏まえて保育料の見直しを行います。 ●保育料の負担の軽減を図ります。	健康福祉課
乳児育児用品等購入費助成事業の推進	●社会福祉協議会では、満1歳未満の乳児を養育している世帯を対象に、乳児の育児用品の購入費用を乳児1人につき1回限りで助成します。	社会福祉協議会
母子・父子家庭等医療費助成	●ひとり親家庭などの父母及び扶養している子ども（18歳の誕生日の属する年度末まで）が病院などで受診した場合、保険診療にかかった自己負担額を助成します。	町民課
母子・寡婦福祉資金制度	●母子家庭の経済的自立を支援するため、生活資金や子どもの修学資金の貸し付けを行います。	中濃振興局福祉課
新入学児童・生徒の激励	●社会福祉協議会では、ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校へ入学する際にお祝い金を贈り激励します。	社会福祉協議会

●基本目標 3 健全な子育ての支援の充実

子どもの健やかな成長を育む育成環境の実現をめざし、子どもは次代の親になるとの認識のもとに、自立した豊かな人間性を養うことができるよう、また地域住民の一人ひとりが子育てに参加する地域ぐるみの子育てを推進できるよう、家庭、地域、行政等が一層の連携を図ります。

1 学校教育の充実

子どもが健全に育つよう、一人ひとりに「生きる力」の育成を図ることを大きな目標に、基礎・基本の定着、自立をめざした人づくり、人権感覚の醸成を図る教育を推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
保育園と小学校の交流の推進	●園児たちが小学校を知り、入学への期待をふくらませるために、また保育園から小学校へのスムーズな移行が行えるよう、小学校への訪問を行います。 ●園児たちの小学校入学に先立ち、保育園の保育士と小学校の教師が園児一人ひとりのこれまでの指導内容や発達上の課題などの情報を共有し、指導方針の検討を行います。そうすることで、園児一人ひとりの発達課題に応じた一貫した指導に努めます。 ●保育園の保育士は、小学校入学後においても、必要に応じてケース会議へ参加するなど協力を行います。	保育園 小学校
八百津町教育夢プラン「人道プラン」の実践	●八百津町教育振興基本計画、町小中学校教育の方針と重点に基づき、充実を図りながら推進します。 ●地域や校種間の連携を基盤とした学校教育、家庭教育、地域教育を実践する八百津町教育夢プラン「人道プラン」に基づいた教育を推進します。	教育委員会 小・中学校
学校での教育内容の充実	●学校での教育内容の充実に向けて、教師一人ひとりが努力を続け、子どもの心身ともに健やかな成長を促します。 ●授業研究を通じた教育内容の向上等、組織をあげての教育内容の向上に努めます。 ●杉原千畝の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに重点的に取り組みます。	小・中学校
いじめや不登校などへの適切な対応	●いじめや不登校などの問題に学校をあげて対応し、子どもに安全・安心な居場所を提供します。 ●不登校の子どもをもつ保護者が、気軽に相談できる会を定期的にもち、交流や相談を行います。	小・中学校

	●不登校などの学校不適應については、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。 ●深刻ないじめの問題に対し、道徳・人権教育を推進するとともに、携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する情報モラル教育の推進を図ります。 ●いじめ等による自殺を未然に防止するため、日頃の児童生徒の観察、定期的なアンケートの実施などにより、児童生徒の様子把握に努めます。	
学校評議員活動の活性化	●町内全小・中学校で学校評議員制度を導入しており、これら学校評議員による活動の活性化を図ります。	小・中学校
学校の相談機能の強化	●担任教師や養護教諭など、日常的に児童・生徒や保護者と関わる立場の教師が、児童・生徒や保護者からの日常的な相談に応じ、悩みや不安の解消を図ります。 ●相談内容によっては、子ども相談センター等の関係機関へつなぐなど、適切に対応します。 ●教育相談主任を中心に、学校における相談機能の強化を図ります。また、特別支援教育アドバイザーも相談に応じる体制を整え、学校関係者には相談しにくい相談、専門的な相談にも対応します。	教育委員会 小・中学校

2 地域の子育て力の強化

子どもが健全に育つよう、行政等の公的機関のみならず地域住民の協力と参加を得て、子どもの健全育成や子育て家庭への支援を推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
子どもと子育て家庭を温かく見守る地域づくりの推進	●地域において、子どもが安心していきいきと活動し、また、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域住民が子どもや子育て家庭を温かく見守り、必要に応じて助言や支援をしていける地域づくりを推進します。	健康福祉課
子どもの健全育成・子育て支援に関するボランティアの養成	●乳幼児健康診査などの場で協力いただける子育てサポーターについて、今後も育成及び活躍の場の提供に努めます。 ●日常的に「ちびっこひろば」に出向くことができる人、講演会や学習会の際の託児を行える人など、地域で子どもの健全育成や子育て支援活動に取り組む人材、ボランティアの養成・確保に努めます。	健康福祉課

子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進	●地域のおとなと一緒に、地域活動やボランティア活動に取り組む機会を提供し、地域への理解を促すとともにボランティア精神や社会性の形成に努めます。 ●地域住民の協力を得ながら公民館活動を実施し、子どもに多世代にわたる地域住民との交流を図ることのできる機会を提供します。 ●子ども会活動の活性化に向けた支援を行い、子どもの異年齢集団による活動を通じて、仲間づくりや心身の成長を促します。	小中学校 教育委員会
スポーツ少年団活動の活性化支援	●種目別交流会、スポーツテスト、リーダー研修会、県事業への派遣等の各種事業の実施など、スポーツを中心とした活動を通じ、心身ともに健康な子どもを育成します。 ●子ども、保護者、指導者がさらに魅力を感じるプログラムづくりに取り組むとともに、指導者研修会に参加するなど指導者のレベルアップを図ります。 ●活動費の助成など、スポーツ少年団活動の活性化に向けた支援を行います。	教育委員会
チャレンジクラブ802の活動内容の充実と活動支援	●地域の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」を推進し、スポーツを通して子どもたちの健康な身体を育成し、協調性や自律心の形成に努めます。 ●子どもたちのニーズに合わせた教室、催し物を開催し、さまざまな形でスポーツを経験することのできる場を提供していきます。	教育委員会 チャレンジ クラブ802
有害環境対策の推進	●子どもが性や暴力などの過激な情報を得ないように、家庭でも学校でも配慮するとともに、性や暴力などの過激な情報に対する子ども自身の対応力を身につけさせる指導を行います。 ●子どもに対し、有害図書等を販売しないのはもちろんのこと、子どもがそれらを手にしにくい販売方法（商品陳列の方法の工夫やひも等でくるなど）にしたり、場合によっては販売の自粛などに向けた協力の要請を町内店舗に働きかけます。	教育委員会
地域ぐるみの防犯活動	●犬の散歩を子どもの登下校時に合わせた見守り、放送による見守りへの協力の呼びかけなど、草の根的な見守り活動を促進することにより、児童・生徒の登下校時や放課後等の安全を確保します。	教育委員会 小学校 社会福祉協 議会

	●PTAや子ども会をはじめ、自治会や老人クラブ、青少年育成町民会議、民生委員児童委員協議会など、地域の団体に、登下校時や放課後等の見守りの協力を要請し、活動日や活動場所の調整を行うなど、効果的・効率的な活動を促進します。	
スクールガードによる防犯活動	●スクールガードによる学校の登下校時の巡回パトロールを実施します。把握された警備のポイントや改善すべき点など具体的な指導・助言について、学校及び教育委員会で検討し対応していきます。 ●スクールガードの選任にあたっては、県警を退職した人などに協力いただいております、継続してパトロール等の活動に協力が得られるよう、スクールガードの活動を支援します。	小学校
「子ども110番の家」の活動の充実	●子どもの安全を確保するため、子どもが助けを求められるシェルターとしての「子ども110番の家」に協力いただける世帯数の増加を図ります。 ●学校や家庭などで、子どもに対し「子ども110番の家」の活用方法や協力世帯の周知を図ります。 ●「子ども110番の家」が活用された場合の情報共有、それに基づく対処方法のルール化を図り、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。	学校
子育て支援ネットワーク会議の活動強化	●青少年の健全育成を目的とする「子育て支援ネットワーク会議」の活動への支援を図ります。ここでは、町の子育て支援事業のあり方に向けての協議や連絡、調整などを行い、家庭、学校、地域社会が連携して、思いやりの心とたくましさを育む児童の健全育成、地域住民の一人ひとりが身近なところで子どもを見守り、子育て家庭への支援などの助け合い活動に取り組む地域づくりに向けた支援などを行います。	教育委員会



3 自立したおとな・次代の親の育成

子どもが健全に育つよう、生命の尊厳や、生きることの厳しさを学ぶ機会を提供するなど、体験教育を通じた次代を担う子どもの育成に向けた取り組みを推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
職業体験の推進	●自分の将来の進路や職業について考えるきっかけとして、中学1～3年生を対象に夏休みに職業体験を実施します。 ●中学生が希望する職業を体験できるよう、町内協力企業の開拓に努めます。また、必要に応じて、近隣市町村と合同での事業実施も検討します。	中学校
乳幼児保育体験の推進	●中・高校生を対象とする保育体験を実施し、生命の尊さや子どもと関わることの楽しさや大変さを学び、母性・父性を培います。	教育委員会
子どもの意見を聴く場の設置	●町青少年育成町民会議と町教育委員会の共催により、次代を担う青少年を心身ともにたくましく、人間性豊かな青少年に育てるため、「青少年を育てる会」を毎年実施します。その中で中・高校生の代表者による「少年の主張」を開催しています。これは、子どもが自らの意見をまとめ、表明する力を身につける機会となっているため、継続して実施するとともに、小・中・高校生の参加を支援します。	教育委員会

4 子育て家庭の生活環境の整備

子どもが健全に育つよう、公園や公共施設、道路環境の整備のほか、住宅の整備を進めるとともに、安心・安全に過ごすことのできる生活環境づくりを推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
遊び場の整備	●町内の公園や設置されている遊具を含め、定期的な点検、補修等の維持管理を行い、子どもたちが安全に遊べる環境を整えます。 ●道路・河川等の危険箇所を把握し、優先度に応じて順次対応を図っていきます。	産業課 建設課
公共施設等のバリアフリー化	●公共施設のバリアフリー化を進め、子どもを連れていても外出しやすい環境をつくれます。 ●国や岐阜県などとも連携して、段差の解消等、誰もが使いやすい道路整備を進めます。 ●公共交通機関、商店等に対し、バリアフリー化に向けた働きかけや情報提供を行います。	総務課 教育委員会 建設課

交通安全教育の実施	●総合的な学習の時間、特別活動の時間、保育園行事・学校行事の時間などを活用し、交通安全教育を行います。 ●「八百津の子どもを守り育てる会」の協力を得て交通安全教室を実施します。教室を継続して開催することができるよう、「八百津の子どもを守り育てる会」の活動支援を行います。 ●町民に対して、子どもや高齢者の交通安全面への配慮、自動車を運転する立場として交通事故を起こさないといった視点からの広報啓発を行い、交通安全意識の高揚につなげます。	保育園 小・中学校 防災安全室
道路環境整備の推進	●国や岐阜県などとも連携して、歩行者の安全に十分配慮した道路整備に努めます。	建設課
防犯教育の推進	●総合的な学習の時間、特別活動の時間、園行事・学校行事の時間などを活用し、防犯教育を行います。	学校 保育園
地域組織単位での防犯教育の実施	●ちやっとメールや防災行政無線で犯罪に関する情報を素早く地域に知らせるほか、自治会をはじめ、子ども会、老人クラブ、消防団などの地域組織の定例会などの場で、防犯教育を行うよう、各地域組織の役員に働きかけていきます。 ●地域組織で防犯教育を行う際には、必要な資料の提示や講師の派遣など、必要な支援を行います。	総務課 学校 保育園 教育委員会 健康福祉課
防犯灯の設置の推進	●地区からの要望を踏まえながら、防犯灯を設置するなど、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。	建設課
「空き家バンク」の活用	●町内における空き家等の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、「空き家バンク」への登録をお願いするとともに、情報を町のホームページに掲載し、町への移住等を考えている人には登録制により情報提供を行います。町内外への一層の周知を図ることで利用を促進します。	産業課
町営住宅の提供	●町営住宅の利用促進を図るため、広報やおつ、お知らせ版、町ホームページにて募集案内などの情報を提供します。	建設課
八百津町新築住宅建設等奨励金の交付	●八百津町では、人口を確保することが大きな課題であり、さらなる八百津町への移住と定住促進及び地域の活性化を図るため、町内に住宅を新築する人、又は新築家屋を購入する人に対して、その費用の一部として奨励金を支給します。	産業課

5 特別な配慮を要する子どもたちへの支援の充実

発達の遅れがみられる子どもや、障がいのある子どもなど、特別な配慮を要する子どもが健全に育つよう、障がいの早期発見・早期療育に向けた関係機関の連携体制の強化と、教育面、療育面、環境面での体制づくりを推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
障がいの早期発見・早期療育の実施	●乳幼児健康診査の機会を通じて疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育に取り組めます。	健康福祉課
発達の遅れや障がい児への専門的指導の実施	●発達の遅れがみられる子どもや障がいのある子ども、境界領域の子どもについて、専門的・個別的な指導を行うことによって発達を促します。	健康福祉課
障害児通所支援の実施	●八百津町親子教室において、心身に障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援を行います。 ●小学校から高校までの通学中の障がいのある子どもを対象として、放課後等デイサービスを実施します。八百津町親子教室等において、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を提供したり、放課後等の居場所を提供します。 ●親子教室等で障がいのある子どもの指導経験のある保育士等が、保育園を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施します。	健康福祉課 親子教室
障がい児と関わる機関での日常的な相談対応	●保健センター、保育園、親子教室、小・中学校など、障がい児と関わる機関においては、当該機関の専門職が障がい児の保護者からの相談にいつでも応じられる体制をつくります。 ●岐阜県子ども相談センターや岐阜県更生相談所、医療機関などの専門機関との連携を図りながら適切に対応していきます。	保育園 小中学校 親子教室 健康福祉課
専門的な相談の実施	●県や親子教室等と連携して乳幼児発達相談・療育相談等の専門相談を実施します。 ●各保育園、小・中学校を個別教育支援アドバイザーが週に1度巡回して相談会を実施することにより、保護者及び先生等の相談を受け付けます。	保育園 小中学校 親子教室 健康福祉課 教育課

障がい児保育の推進	●八百津・錦津・久田見・和知保育園の4園で、発達の遅れがみられる子どもや障がいのある子ども、境界領域の子どもの受け入れを行い、集団生活を送る中で、心身の発達を促します。 ●保育園においても、可能な限り発達課題に応じた適切な療育を行い、心身の発達を促せるよう、親子教室と連携、情報交換を図りながら保育を行います。	保育園
インクルーシブ教育の推進	●通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。子どもの将来の姿や子どもと保護者の希望を踏まえて、適切な教育を提供できるよう心がけます。 ●和知小学校に肢体不自由児を対象とした特別支援学級、八百津小学校に自閉症や情緒障がいのある児童を対象とした特別支援学級を設置しています。在籍する児童・生徒の障がいの状態に応じた適切な教育を行えるよう、教育内容の充実に努めます。 ●児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援など合理的配慮の提供を図ります。	小・中学校 教育委員会
学校施設のバリアフリー化	●身体的な障がいのある子どもが、保育園や小・中学校などの学校施設に通える環境を整えるため、必要に応じて学校施設のバリアフリー化を進めます。 ●身体的な障がいのある子どもが、地元での通学等を希望する際には、教師や周囲の子どもたちで学校生活をサポートし、保護者の負担軽減を図ります。	教育委員会
被虐待児童の早期発見及び早期対応	●福祉、保健、医療、教育、警察などの各関係行政機関及び住民、地域団体などをメンバーとした「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」を中核に、児童虐待や配偶者からの暴力被害を未然に防止し、虐待などの早期発見と保護など、適切かつ迅速に対応します。必要に応じて岐阜県子ども相談センターの協力を仰ぎます。 ●保育園の保育士、小・中学校の教師、保健師などは、子どもの心身の状態をよく観察し、虐待の早期発見に努めます。 ●民生委員児童委員、主任児童委員は、地域住民と協力して虐待が疑われる事案の早期発見に努めます。	教育委員会 保育園 健康福祉課
就労支援	●地域と学校が連携し、在学中の職場体験などを通して、事業所への就労促進が図れるよう支援に努めます。	健康福祉課 学校 事業所

●基本目標 4 健康な子育ての支援の充実

子どもの健やかな成長を育む育成環境の実現をめざし、妊娠・出産に関する支援と妊産婦の健康教育、乳幼児の成長発達の支援、疾病や事故の予防知識の普及などによる母親の育児不安の軽減など、母子の健康支援を推進します。

また、思春期における保健対策と健康教育、乳幼児期からの食育の取り組みを推進します。

1 妊娠・出産に関する支援と妊産婦の健康教育の推進

子どもが健康に育つよう、妊娠・出産に関する女性の負担を安全性・快適性（QOL）の両面から医学的・社会的に支えていくための情報の提供や環境整備に努め、妊娠、出産の悩みや不安を解消するための体制の充実を図ります。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
保健センターと医療機関との連携の強化	●保健センター業務全般について、医療機関との連携を図ることが重要であるため、町内医療機関と行政による保健福祉医療協議会を年に1回開催し、当該年度の実績と次年度計画について協議します。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	●母子の健康管理や保健指導・生活指導の記録として活用する母子健康手帳を交付します。 ●母子健康手帳の交付の際には、手帳の活用方法、各種教室や利用可能なサービスの紹介など、育児支援情報を提供します。 ●そのほか、「父子手帳」も合わせて配布します。	健康福祉課
妊婦健康診査の推進	●母子健康手帳の交付の際に、受診票（妊婦健康診査受診票：最大で14枚交付）の発行を行い、妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。また、検査内容の充実を図ります。 ●妊婦健康診査により、妊婦や胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげるほか、個別保健指導、個別栄養指導を行うなど、妊娠・出産に対する不安や悩みの解消に努めます。	健康福祉課

2 乳幼児の成長発達の支援、育児不安の軽減など、母子の健康支援の推進

子どもが健康に育つよう、子どもの成長発達の支援と、疾病や事故の予防知識の普及などによる母親の育児不安の軽減を図る体制の強化を図ります。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
乳幼児健康診査の実施	● 3 か月児健康診査、9 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を実施し、子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、病気や障がいを早期に発見し、早期治療につなげます。また、母子の望ましい生活習慣に向けた改善につなげます。 ● 乳幼児健康診査の対象者への受診勧奨に努め、各乳幼児健康診査で受診率100%をめざします。 ● 必要に応じて家庭訪問を行うなど、フォローアップに努めます。	健康福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進	● 生後 2 か月頃の乳児とその家庭に保健師・栄養士等が訪問し、赤ちゃんの日常生活や育児状況の聞き取りをはじめ、相談、身体測定のほか、子育て支援サービスの紹介など、子育てをしている親の心理面のサポートを行い、継続的に関われる関係づくりに努めます。 ● 生後 4 か月までの全戸訪問を目標に実施します。訪問ができない場合については、電話等でのフォローアップによる関係づくりを行います。	健康福祉課
養育支援訪問等の推進	● 母子健康手帳交付時の面接や問診のほか、妊婦健康診査の受診により周産期のハイリスク集団を把握することが可能であるため、妊娠中からの訪問や各種講座への参加を働きかけるなど適切な支援を行います。 ● 出産後においては、迅速な訪問活動を行い、子どもの発育や健康状態、母親の心身の状態などを的確に把握します。低体重や障がいなどに早期に対応できるよう努め、特別の支援を要する子どもやその保護者を対象に家庭訪問を行うなど、個別・継続的に支援します。 ● こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などの母子保健事業、子育て支援センターの園庭開放や育児相談などを通じて、支援が必要な子ども及び保護者の確実な把握に努めます。	健康福祉課

歯科健康診査の実施	●子どもの口腔内の異常等の早期発見、早期治療につなげるため、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に歯科健康診査を実施し、子どもの歯の健康状態をチェックします。また、正しい歯磨きの仕方を身につけ、虫歯予防につなげます。 ●受診勧奨や未受診者へのフォローアップなどにより、受診率の向上を図ります。	健康福祉課
歯みがき教室の実施	●9か月～10か月児の親子を対象に、歯科衛生士などによる虫歯予防の講話や歯みがき指導を行います。 ●栄養や食育の視点を取り入れるため、「ぱくぱく教室」と同時開催とします。	健康福祉課
疾病や事故の予防知識の普及	●母子健康手帳交付時や3か月児健康診査、9か月児健康診査時などの機会を活用して、疾病や事故に対する予防資料を提供するほか、各種予防接種の情報と接種勧奨を行い、後々の感染症など疾病の予防につなげます。	健康福祉課

3 思春期保健対策と健康教育の推進

子どもが健康に育つよう、思春期における性の問題、喫煙や飲酒、あるいは心の問題などに対応する健康教育や健康情報の提供を行います。また、これら思春期における心身の健康上の問題は、将来の社会生活にも影響を及ぼす恐れがあることから、保健・教育・医療等との連携や地域社会との連携を図り、思春期保健対策と健康教育を推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及	●保健体育や総合学習の時間、特別活動の時間等を活用して、児童・生徒に、性や性感染症に関する知識、喫煙や飲酒、危険ドラッグを含む薬物が健康に及ぼす影響に関する知識を教え、これらによるトラブルの防止を図ります。 ●学校関係者、医師会、PTAなど、児童・生徒と関わりのある機関・関係者の連携による学校保健推進体制の強化を図り、児童・生徒の心身の健康管理や健康教育などの取り組みについて検討します。検討された取り組み内容については、保護者会などを通じて協力して対応することを啓発し、家庭との連携強化を図ります。	小・中学校

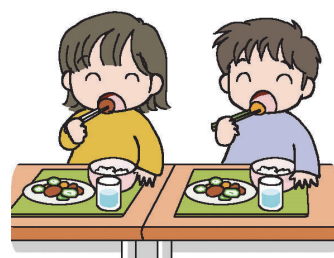
思春期電話相談の利用促進	●思春期の子どもたちのさまざまな悩みや不安を受け止め、心のケアを図ります。 ●思春期の子どもの悩みに関する電話相談は、県や県の関連機関が青少年ＳＯＳセンターをはじめ、子ども家庭110番やヤングテレホンコーナー、少年相談センター、いじめストップ相談ダイヤルなど、さまざまな取り組みを行っています。小・中学校を通じて、これらの相談窓口についての情報を繰り返し提供します。	小・中学校
--------------	---	-------

4 食育の推進

子どもが健康に育つよう、乳幼児期からの保護者への食育の働きかけや、保育園、小・中学校での給食を通じて、栄養や食事に関する正しい知識を身につけ、食習慣の改善を図ります。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
栄養や食育に関する講話等の実施	●離乳食指導や乳幼児健康診査・相談などで栄養士が栄養相談に応じるほか、講話などの実施により保護者に対して食育に関する普及啓発に努め、子どもに対し、その保護者が発達段階に応じた適切な食事を与えられるよう、栄養や食に関する知識を提供します。また、保育園においても、給食やクッキング保育、野菜などの栽培等を通じて食育を推進します。	健康福祉課 保育園 小・中学校
離乳食指導の実施	●3か月児の保護者を対象とした指導では離乳食の基本について、9か月児の保護者には個別による離乳食指導を実施します。それぞれ3か月児健康診査、9か月児健康診査と同時開催で実施します。	健康福祉課
ぱくぱく教室の実施	●9か月～10か月児の親子を対象に、離乳食やおやつなどについての講話、調理実習などを実施します。母親が管理栄養士と一緒に離乳食完了期の1食を調理実習し、量や固さ、バランス等について学びます。 ●歯みがき教室と同時開催で実施します。	健康福祉課
園や学校における食農体験の推進	●園や学校において、地域の農家の協力を得ながら、野菜の栽培など農業体験を行います。収穫した野菜等は園や学校の給食として活用します。	保育園 小・中学校

学校給食を活用した食育の推進	●学校給食を活用した栄養講座を行うなど、栄養教育につなげます。 ●小学校高学年、中学校では家庭科学習などで行う調理実習などを通じて食育を行います。また、定期的に「給食だより」を発行するなど、栄養に関する情報を提供し、保護者の意識向上と子どもの食生活の改善につなげます。 ●学校給食において、地元特産品を活用した郷土料理の提供とその説明などを行い、地産地消を通じた食育を推進します。	小・中学校給食センター
----------------	--	-------------



5 小児医療の充実

子どもが健康に育つよう、小児医療体制の充実と、夜間帯や休日などの小児救急医療体制の充実を町内外の医療機関に働きかけます。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
小児医療体制の充実	●子どもの疾病の予防や早期発見のため、地域医療機関との連携を図り、かかりつけ医の必要性の啓発とともに、疾患の診断や治療が迅速にできる総合的な小児医療体制の確立を町内外の医療機関に働きかけます。	健康福祉課
小児救急医療体制の充実	●平日の夜間帯や休日の診療など、近隣市町村との連携により小児救急医療体制の充実に努めます。また、救急医療に関する情報を得ることのできる救急医療情報システムの周知を図ります。	健康福祉課

●基本目標5 やおつの子育て・子育ての支援体制の整備

安心して子どもを生み育てることができる社会環境の実現と、子どもの健やかな成長を育む育成環境の実現のため、次世代育成支援にかかわる機関、人材の質や資質の向上に取り組み、本計画及び次世代育成支援対策の着実な推進を図ります。

1 専門職等の専門性向上に向けた支援の推進

子育て支援や子どもの健全育成及び教育に携わる専門職等のより一層の資質の向上と、関係機関のサービスの質の向上を図るための取り組みを推進します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当機関
教師や保育士、保健師等専門職の資質向上	●教師や保育士、保健師等専門職に対し、県や県教育委員会、県社会福祉協議会、県保健師会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促します。 ●担当課内での内部研修（勉強会）を開催し、資質向上に努めます。 ●保育士は、子どもの心身の発育・発達を十分に理解し、適切に援助し、自発性、能動性を伸ばすことができるよう、自己研鑽に努め、保育の質を高めます。 ●ベテラン職員が若手職員へ業務を通じた指導を行い、若手職員の資質向上を図ります。	保育園 小中学校 健康福祉課
民生委員児童委員の研修機会の確保	●町内には、30名の民生委員児童委員（うち、2名は主任児童委員）が各地区に配置されています。民生委員児童委員、主任児童委員の活動の強化に向けて、県社会福祉協議会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促し、地域における身近な相談機能、問題発見機能のより一層の強化を図ります。 ●民生委員児童委員協議会の定例会議などの場を活用して勉強会等を行います。	社会福祉協議会
福祉協力員等のより一層の資質の向上	●町社会福祉協議会が委嘱する福祉協力員、自治会長に兼務していただく福祉推進員は、民生委員児童委員などと連携して、地域の福祉活動等を担っています。これら福祉関係者を対象とした勉強会等を開催し、地域における身近な相談機能、問題発見機能のより一層の強化を図ります。	社会福祉協議会

苦情受付・対応の仕組みの確立	●各保育園が提供するサービスについて、保護者等からの要望や苦情などを受け付ける旨を各保育園にて掲示し広く意見を聴取できるよう努め、寄せられた意見の内容について適切な対応とその解決を図ります。 ●各保育園で実施している苦情受付・対応の仕組みについて、利用状況や実績等を加味しながら仕組みや体制の強化を図り、また、各小・中学校とも連携して苦情受付・対応方法についての仕組みづくりを進め、その運用の徹底を図ります。	保育園
危機管理（リスクマネジメント）の体制強化	●各保育園、小・中学校で事故防止や事故発生時の対応についてのマニュアルを定め、危機管理体制を強化します。 ●「ひやり、はっと事例」の記録整備と活用を進め、未然に事故を防ぐ体制の強化を図ります。	保育園 小・中学校
評価の実施	●保育園では、第三者評価にとどまらず、自己評価、利用者評価なども行い、サービスの向上に努めます。 ●小・中学校においても評価を行い、質の向上につなげます。	保育園 小中学校

2 やおつの子育て・子育ての支援体制の整備

やおつの子育て・子育ての支援体制を整備します。

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
「子育て支援ネットワーク会議」による計画の推進	●「子育て支援ネットワーク会議」について、本計画及び次世代育成支援対策の推進を担う中心組織として位置づけ、本計画を推進し、次世代育成支援対策を強力に推し進める体制を整えます。 ●定期的に「子育て支援ネットワーク会議」を開催し、本計画の進捗状況の確認及び事業の調整を行います。	教育委員会
プラットフォーム概念の導入	●本計画に定めている事業、あるいは次世代育成支援対策のすべてを「子育て支援ネットワーク会議」で担うことは困難であり、全庁的な取り組みが不可欠です。そのため、「子育て支援ネットワーク会議」を軸としながらも、会議や事業調整の場には必要に応じてそのほかの関係者が加わるような緩やかな連携体制を構築します。	教育委員会

近隣市町村との連携	●近隣市町村と連携して事業を行うことにより、事業実施が可能となるものや、効率的に行えるものがあります。また、近隣市町村と連携することにより事業内容の充実が図れ、より効果的に行えるものもあります。このような事業については、関係近隣市町村に積極的に働きかけ、事業連携を図るよう努め、効率的・効果的な事業の展開につなげていきます。	健康福祉課
岐阜県との連携	●本計画には、岐阜県の事業に協力したり、あるいは活用したりという事業も定めています。そのため、岐阜県が開催する各種会議を活用するとともに、場合によっては子育て支援ネットワーク会議の会合に参加してもらうなど、情報交換・意見交換を積極的に行います。	健康福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業 (量の見込と確保策)

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本町においては、地域型保育事業の調整のために教育・保育提供区域を設定する必要性が少ないことから、本計画期間においては原則として町全体を1区域とします。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

各年度における教育・保育の量については、概ね次のように見込みました。

①各年度の子ども数を推計します。



②ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。



③②で推計算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。



④③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等を参考に見込み量の調整を行います。

(1) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～11歳）は、平成22年から平成26年の4月1日の住民基本台帳人口、平成21年度から平成25年度の母親の年齢別出生数、男女別出生数を基に推計しています。

図表 5－1 目標年度の推計子ども数

年 齢	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	56	57	55	52	51	50
1 歳	74	60	61	59	56	55
2 歳	69	73	59	60	58	55
0～2 歳	199	190	175	171	165	160
3 歳	68	73	77	63	64	62
4 歳	70	67	72	76	62	63
5 歳	65	72	69	74	78	64
3～5 歳	203	212	218	213	204	189
6 歳	70	66	73	70	75	79
7 歳	95	71	67	74	71	76
8 歳	59	95	71	67	74	71
6～8 歳	224	232	211	211	220	226
9 歳	101	59	95	71	67	74
10 歳	105	99	57	91	68	64
11 歳	101	105	99	57	91	68
9～11歳	307	263	251	219	226	206
0～5 歳	402	402	393	384	369	349
0～11歳	933	897	855	814	815	781

(注) 平成26年度は4月1日の住民基本台帳人口

(2) 幼児期の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育園）の量の見込みと確保策

教育・保育の量は、各年度における支給認定の区分別に次のように見込みました。基本的には、ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて推計しました。ただし、家庭類型や保護者の就労状況からは保育の必要性が高いと判断された場合についても、幼稚園の利用を希望している場合があり、「2号（教育ニーズ）」としました。また、3号のニーズについては、これまでの利用率を勘案して見込みました。

なお、本町においては保育園の待機児童はなく、供給量が必要量を上回ることから、量の見込み（必要利用定員数）・3号の保育利用率がそのまま目標値となります。

図表5-2 幼児期の教育・保育の必要量の見込み

単位：人（％）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1号	5	5	5	5	5
2号(教育ニーズ)	19	19	19	18	16
2号	180	186	182	175	164
3号	45	43	45	47	48
0歳	5	5	5	6	6
1・2歳	40	38	40	41	42
合 計	249	253	251	245	233
3号の保育利用率	(23.7)	(24.6)	(26.3)	(28.5)	(30.0)

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号の保育利用率＝3号認定子ども数÷0～2歳の子どもの数×100

サービスの供給量については、現在の定員数を供給量とし、平成31年に認定こども園へ移行するものとした。

図表5-3 サービス供給量の見込み

単位：人

区 分	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育園	八百津保育園	90	90	90	90	
	錦津保育園	80	80	80	80	80
	久田見保育園	40	40	40	40	40
	和知保育園	90	90	90	90	90
保育園 計		300	300	300	300	210
認定こども園	八百津保育園					90
	認定こども園 計	90				90
合 計		300	300	300	300	300

必要量の見込み（必要利用定員数）と供給量を一覧表にしたものが図表５－４です。１号認定については、認定こども園に移行するまでは町外の幼稚園を利用することになります。２号認定と３号認定については、３号認定を満たした上で、余裕分を２号認定の供給量として示しています。定員数から受け入れは可能です。なお、「２号（教育ニーズ）」については、平成30年度まで▲（不足）と表記していますが、保育の必要性が認められる子どもであり、保育園での受け入れが可能です。課題となるのは、３号認定のうち０歳児の受け入れ体制の整備であり、保育士、保育室の確保を図っていきます。

また、保育所の老朽化に伴う改築、統廃合等については、検討委員会等において、今後、議論を重ねていくこととします。

図表５－４ サービス量の見込みと確保策

単位：人

区 分		①量の見込み （必要利用 定員数）	②確保の内容（供給量、定員数で表記）			②－①
			計	認定こども園	保育園	
平成 27 年	1 号	5	0			▲5
	2 号（教育ニーズ）	19	0			▲19
	2 号	180	255		255	75
	3 号（0 歳）	5	5		5	0
	3 号（1・2 歳）	40	40		40	0
平成 28 年	1 号	5	0			▲5
	2 号（教育ニーズ）	19	0			▲19
	2 号	186	257		257	71
	3 号（0 歳）	5	5		5	0
	3 号（1・2 歳）	38	38		38	0
平成 29 年	1 号	5	0			▲5
	2 号（教育ニーズ）	19	0			▲19
	2 号	182	255		255	73
	3 号（0 歳）	5	5		5	0
	3 号（1・2 歳）	40	40		40	0
平成 30 年	1 号	5	0			▲5
	2 号（教育ニーズ）	18	0			▲18
	2 号	175	253		253	78
	3 号（0 歳）	6	6		6	0
	3 号（1・2 歳）	41	41		41	0
平成 31 年	1 号	5	5	5		0
	2 号（教育ニーズ）	16	16	16		0
	2 号	164	231	56	175	67
	3 号（0 歳）	6	6	3	3	0
	3 号（1・2 歳）	42	42	10	32	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

幼児期の教育・保育と合わせ、次の地域子ども・子育て支援事業を実施し、多様な子育てニーズに応えるとともに、子どもの健やかな成長を支援します。

各事業の量の見込みの算定にあたっての考え方は次のとおりです。

事業	考 え 方
時間外保育事業 (延長保育事業)	ニーズ調査により把握した、就学前児童の保育に係る希望利用時間帯を勘案して量の見込みを設定しました。
一時預かり事業	ニーズ調査により把握した、就学前児童を一時的に第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、量の見込みを設定しました。
病児保育事業	ニーズ調査により把握した事業の利用希望、近隣市町の利用状況を勘案して量の見込みを設定しました。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ニーズ調査により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性、近隣市町の利用状況を勘案して量の見込みを設定しました。
放課後児童健全育成事業	ニーズ調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望(低学年、高学年)、校区ごとの状況を勘案して量の見込みを設定しました。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	ニーズ調査により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績(利用対象はなし)、今後の利用可能性を勘案して量の見込みを設定しました。
地域子育て支援拠点事業	ニーズ調査により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき量の見込みを設定しました。
利用者支援に関する事業	本町の就学前児童の相談、情報提供等の中心となっている地域子育て支援センターにおいて実施することが最も適切であると考えます。また、本町の子ども数から1か所での対応とします。
乳児家庭全戸訪問事業	推計した出生数を目標事業量としました。
養育支援訪問事業	要保護児童の数、これまでの訪問実績を勘案して量の見込みを設定しました。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	推計した出生数を目標事業量としました。

(1) 延長保育事業

延長保育については、午後 6 時半以降の利用希望者を参考に見込みました。全園で実施しており、30人程度の供給量は確保できます。

図表 5-5 延長保育事業の量の見込みと確保策（月間）

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人	25	24	24	23	22
確保 方策	② 供給量	人	30	30	30	30	30
	実施か所	か所	4	4	4	4	4
②-①		人	5	6	6	7	8

(2) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

ア 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

町外幼稚園の利用が見込まれる児童について、量を見込みました。平成31年度は町内保育園が認定こども園となった場合を想定して見込みました。

図表 5-6 幼稚園の預かり保育の見込みと確保策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人日	600	600	600	600	2,000
② 確保方策（供給量）	人日	600	600	600	600	2,000
②-①	人日	0	0	0	0	0

イ 未就園児の一時預かり事業

利用実績は年によってばらつきがありますが、300～700日程度です。今後も大幅な増加はないと考えられることから、現状の八百津保育園と和知保育園の2園で対応できると考えます。

図表 5-7 未就園児の一時預かり事業の見込みと確保策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人日	630	570	540	510	470
② 確保方策（供給量）	人日	960	960	960	960	960
②-①	人日	330	390	420	450	490

(3) 病児保育事業

病児保育のサービスの必要量については、近隣市町の利用実績を参考に見込みました。平成27年度の利用を月あたり1人日とし、毎年月あたり1人日増加していくとして見込みました。近隣市町の事業所と委託契約を結び実施していきます。必要に応じて契約施設数を増やしていきます。

図表5-8 病児保育事業の見込みと確保策（年間）

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日	12	24	36	48	60
確保 方策	②供給量	人日	60	60	60	60	60
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人日	48	36	24	12	0

(4) ファミリー・サポート・センター事業

本町における小学生のニーズは低いと考えられ、また、利用料が必要となることから、サービスの必要量は少ないと考えます。しかし、緊急時等への対応ができるよう、体制づくりを進めます。

図表5-9 ファミリー・サポート・センター事業の見込みと確保策（年間）

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日	10	15	20	25	30
確保 方 策	②供給量	人日					30
	実施か所	か所					1
②-①		人日	▲10	▲15	▲20	▲25	0



(5) 放課後児童健全育成事業

本町では、これまで低学年を対象とし、八百津児童クラブ、錦津児童クラブ、和知児童クラブ、久田見児童クラブ（夏季休暇中）の4か所で実施しています。量の見込みは久田見児童クラブの児童分を含んだものであり、八百津児童クラブ、錦津児童クラブ、和知児童クラブについては現状のクラブで概ね対応が可能と考えます。久田見児童クラブについては、小学校が一斉下校であり、現状ではニーズがないため、夏季休暇期間中のみ実施します。

図表5-10 放課後児童健全育成事業の見込みと確保策（月間）

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	低学年	人	101	92	92	96	99
	高学年	人	77	74	64	66	61
	合 計	人	178	166	156	162	160
② 確保方策（供給量）		人	180	180	180	180	180
実施か所		か所	4	4	4	4	4
②-①		人	2	14	24	18	20

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については、アンケート結果と国のワークシートを基に量の見込みを求めると、利用対象は一人もありませんでした。計画期間中は1人の利用を見込みました。

図表5-11 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保策（年間）

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人日	1	1	1	1	1
確 保 方 策	② 供給量	人日	1	1	1	1	1
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて実施していきます。町外の親子も受け入れている現状であり、1か所で対応可能と考えます。

図表 5-12 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保策（月間）

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人回	460	430	420	400	390
確保 方策	② 供給量	人回	500	500	500	500	500
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人回	40	70	80	100	110

(8) 利用者支援事業

地域子育て支援センターにおいて、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

図表 5-13 利用者支援事業の見込みと確保策

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

保健師が生後 1～2 か月の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。必要に応じて養育支援訪問につなげていきます。

図表 5-14 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	57	55	52	51	50
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師 1 人 管理栄養士 1 人					

(10) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を保健師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

図表 5-15 養育支援訪問事業の見込みと確保策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師 1 人					

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるよう、14回までの妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

図表 5-16 妊婦健康診査の見込みと確保策（年間）

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊娠届出者数（実人数）	人	57	55	52	51	50
1 人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14
量の見込み 配布件数×1人あたりの回数	回	798	770	728	714	700
確保方策	実施場所：医療機関 健診時期：妊娠期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目					

計画の推進に向けて

1 計画の広報

この計画は、公的なサービスだけでなく、地域住民やボランティアによる子どもや子育て家庭の見守り、集いの場づくり、子育て支援サービスへの参加などが盛り込まれており、子育て家庭だけでなく、広く住民にこの計画を理解し、協力してもらう必要があります。このため、計画の概要版の作成・配布、町の広報紙、ホームページ等を通じて広報に努めます。

また、子ども・子育て支援の新制度や新しい取り組みについて、情報提供に努めます。

2 関係機関・団体との連携

この計画は、教育・保育・医療・保健・福祉等の多くの関係者・関係団体が一体となって推進していくことが重要です。子ども相談センター、特別支援学校、医療機関、警察など多くの専門機関や民生委員児童委員、地域組織、各種ボランティア団体、社会福祉協議会と連携した取り組みが必要であることから、計画の周知に努めるとともに、連携を強化していきます。

3 施策の具体化と継続的なニーズの把握

認定こども園への移行や、各種施策を具体的に進めるため、町内の保育園の関係者を中心に引き続き協議、研究するとともに、課題やニーズの把握に努めます。また、教育委員会、庁内関係部署との調整・連携を図りながら計画を推進します。

資 料

1 八百津町子ども・子育て会議

(1) 八百津町子ども・子育て会議条例

平成25年10月 1 日条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八百津町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 八百津町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所 属	備 考
吉 田 万 里	和知保育園園長	会長
古 田 保 子	八百津保育園園長	
奥 村 佳 代 子	八百津保育園主任保育士	
浅 田 三 奈	親子教室職員（前久田見保育園主任保育士）	小学校保護者代表
杉 山 文	前子育て支援センター長	
江 口 栄 子	和知放課後児童クラブ指導員	
大 竹 陽 平	可茂特別支援学校 地域支援センター	平成 26 年 4 月から
山 田 慎 二		平成 26 年 3 月まで
池 井 戸 一 徳	保護者会会長（連合）	
飯 田 眞 智 子	民生児童委員協議会 主任児童委員	
山 田 晶 子	民生児童委員協議会 主任児童委員	
堀 部 義 郎	八百津町教育委員会教育長	
村 瀬 昭 成	八百津町教育委員会教育課課長補佐	副会長

事務局

氏 名	所 属
瀬 瀬 幸 美	健康福祉課課長
永 田 ひ ろ 子	健康福祉課課長補佐
各 務 敏 哉	福祉センター所長
金 井 良 成	子育て支援係長
永 田 博 美	子育て支援係

2 計画の策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成25年11月8日 ～11月25日	◆子ども・子育て支援に関する ニーズ調査	・就園前児童保護者と、小学生保護者を 対象に実施（抽出調査）
平成26年3月25日	◆第1回八百津町子ども・子育て 会議	・委嘱状交付 ・子ども・子育て会議委員紹介 ・正・副会長選出 ・子ども・子育て会議条例について ・子ども・子育て支援新制度の概要につ いて ・ニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援事業計画について
平成26年5月20日	◆第2回八百津町子ども・子育て 会議	・計画策定の構成について ・基本指針の概要について ・検討課題について議論 ・幼児教育について ・産休・育休明け等時期に利用できる 施設の情報提供・体制について ・保育園、小学校の統合について
平成26年6月16日	◆第3回八百津町子ども・子育て 会議	・検討課題について議論 ・病児病後児保育の実施について ・放課後児童クラブについて ・放課後子ども教室の実施について ・子育て支援事業の実施状況と充実に ついて ・母子保健、早期療育の充実について ・地域の子育て支援の推進について
平成26年7月4日	◆園長・主任保育士打ち合わせ 会議	・認定こども園について
平成26年12月25日	◆第4回八百津町子ども・子育て 会議	・認定こども園への移行時期について ・病児病後児保育の実施について ・ファミリーサポート事業について ・パブリックコメントの募集について
平成27年1月5日 ～1月30日	◆パブリックコメント	・応募意見なし
平成27年2月9日	◆第5回八百津町子ども・子育て 会議	・パブリックコメント募集の結果につ いて ・子ども・子育て支援事業計画承認につ いて

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（概要）

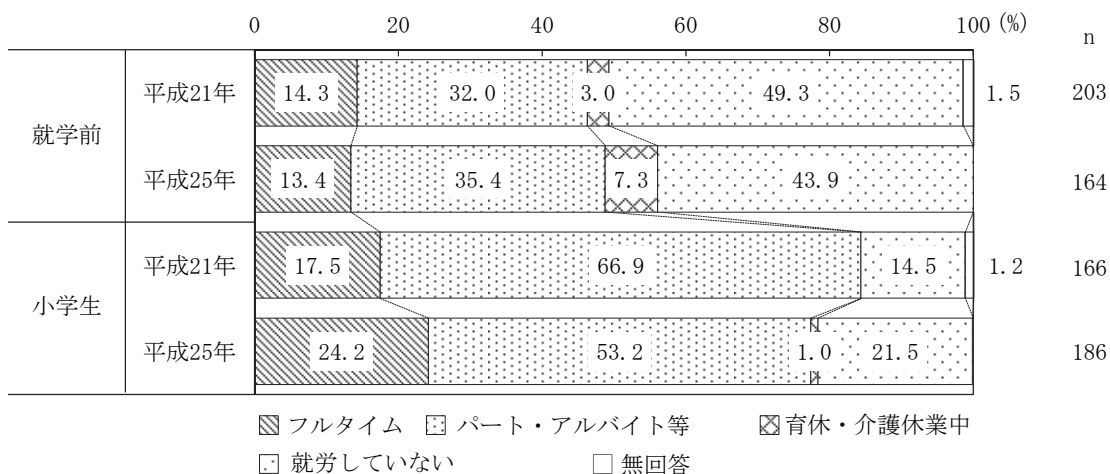
図表中に「平成21年」とあるのは平成21年度に実施した「八百津町子育て支援に関するアンケート調査結果」を指し、「平成25年」とあるのは今回の調査を指します。

(1) 仕事と子育て

① 母親の就労状況・形態

母親の就労状況・形態を平成21年と比較すると、就学前児童の母親は「パート・アルバイト等」と「育休・介護休業中」が上昇し、「就労していない」が低下していますが、小学生の母親は「フルタイム」と「就労していない」が上昇し、「パート・アルバイト等」が低下しています。

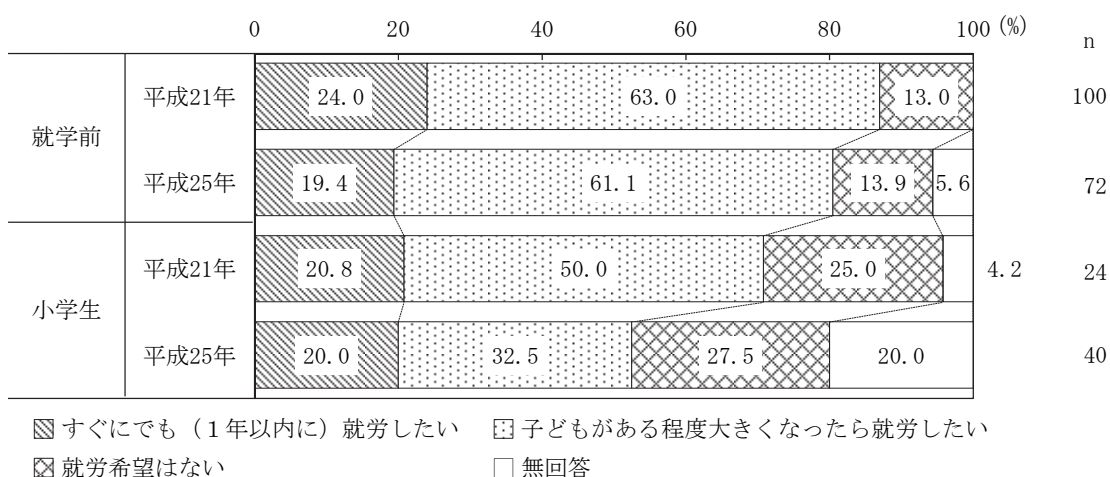
図表1 母親の就労状況・形態



② 就労していない母親の就労意向

就労していない母親の就労意向をみると、平成25年のほうが低くなっています。その要因としては、就学前児童の母親の平成25年は平成21年より就業率が高かったこと、小学生の母親の平成25年は無回答が多いことがあげられます。

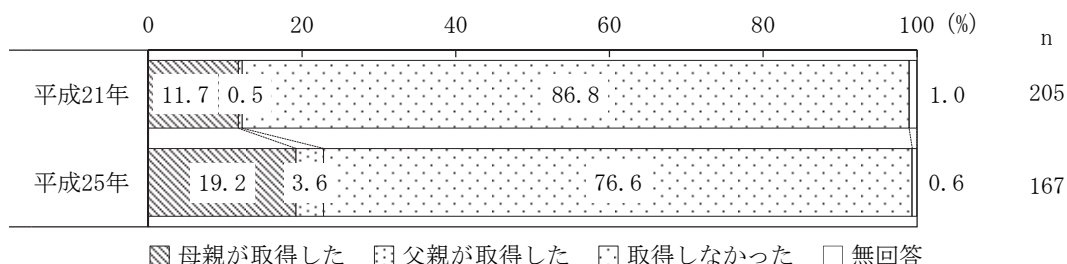
図表2 就労していない母親の就労意向



③ 育児休業の取得状況（就学前児童）

図表3は、就学前児童の両親の育児休業の取得について、平成21年と比較したものです。育児休業の取得率は、平成21年より平成25年が高くなっています。育児休業を取得する人は今後も増加すると予測されます。

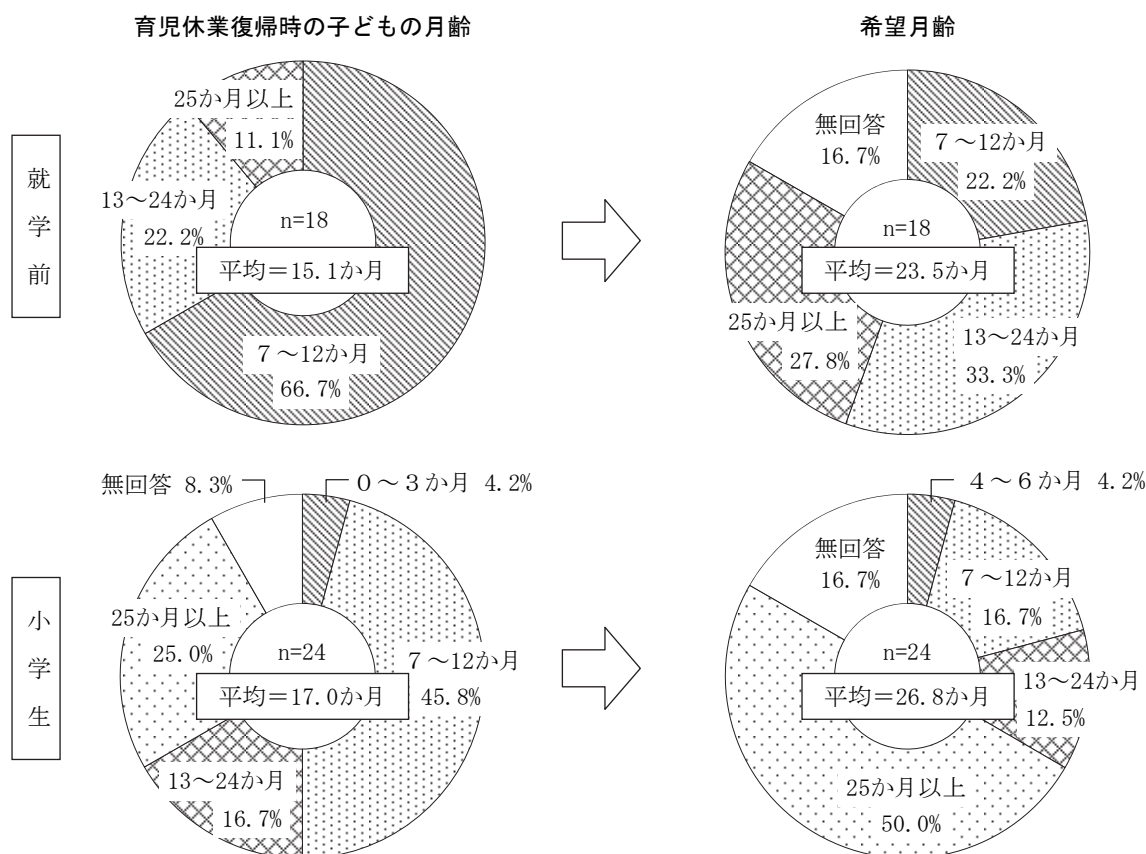
図表3 育児休業の取得状況（就学前児童）



④ 育児休業取得期間と取得希望期間（母親）

育児休業取得後、職場に復帰した母親に、子どもが何歳何か月のときに職場復帰したか、また、何歳何か月のときまで育児休業をとりたかったのかたずねた結果が図表4です。母親の実際の平均取得期間は、就学前児童が15.1か月、小学生が17.0か月であるのに対し、平均取得希望期間は、就学前児童が23.5か月、小学生が26.8か月となっています。これは、子どもが1歳3か月から1歳5か月で職場復帰を余儀なくされているが、子どもが2歳から2歳3か月位までは仕事を休んで子どもの面倒をみたいという母親が多いことを物語っています。

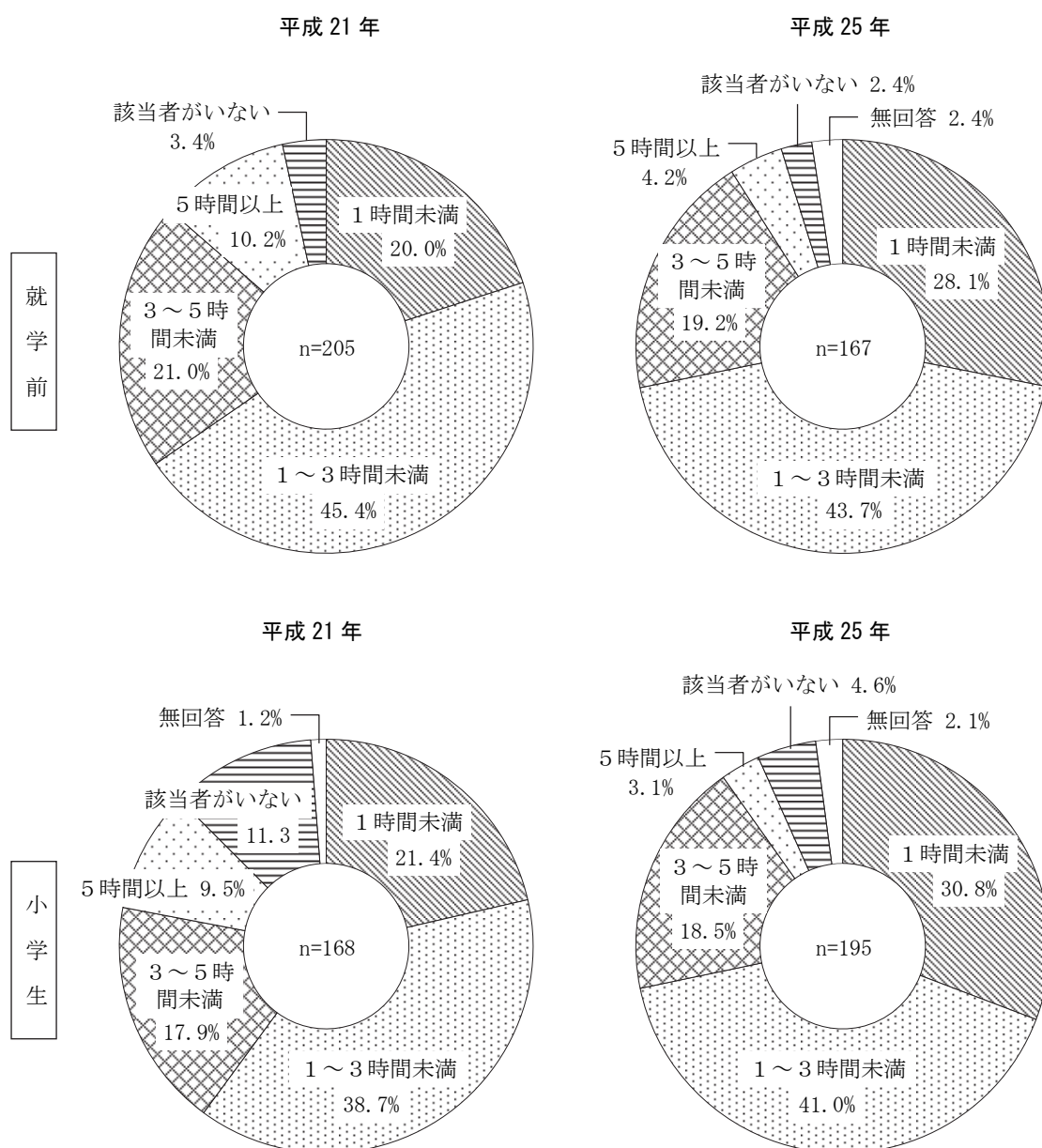
図表4 育児休業取得期間と取得希望期間（母親）



⑤ 父親と子どもの1日あたりのコミュニケーション時間

1日の父親と子どものコミュニケーション時間について、平成21年と平成25年を比較してみました。平成25年の就学前児童は、平成21年より「5時間以上」「3～5時間未満」「1～3時間未満」が低下し、「1時間未満」が上昇しています。小学生は、平成21年より「5時間以上」が大幅に低下し、「1時間未満」が大幅に上昇しています。この結果から、イクメンの父親が減少しつつあるといえます。

図表5 父親と子どもの1日あたりのコミュニケーション時間

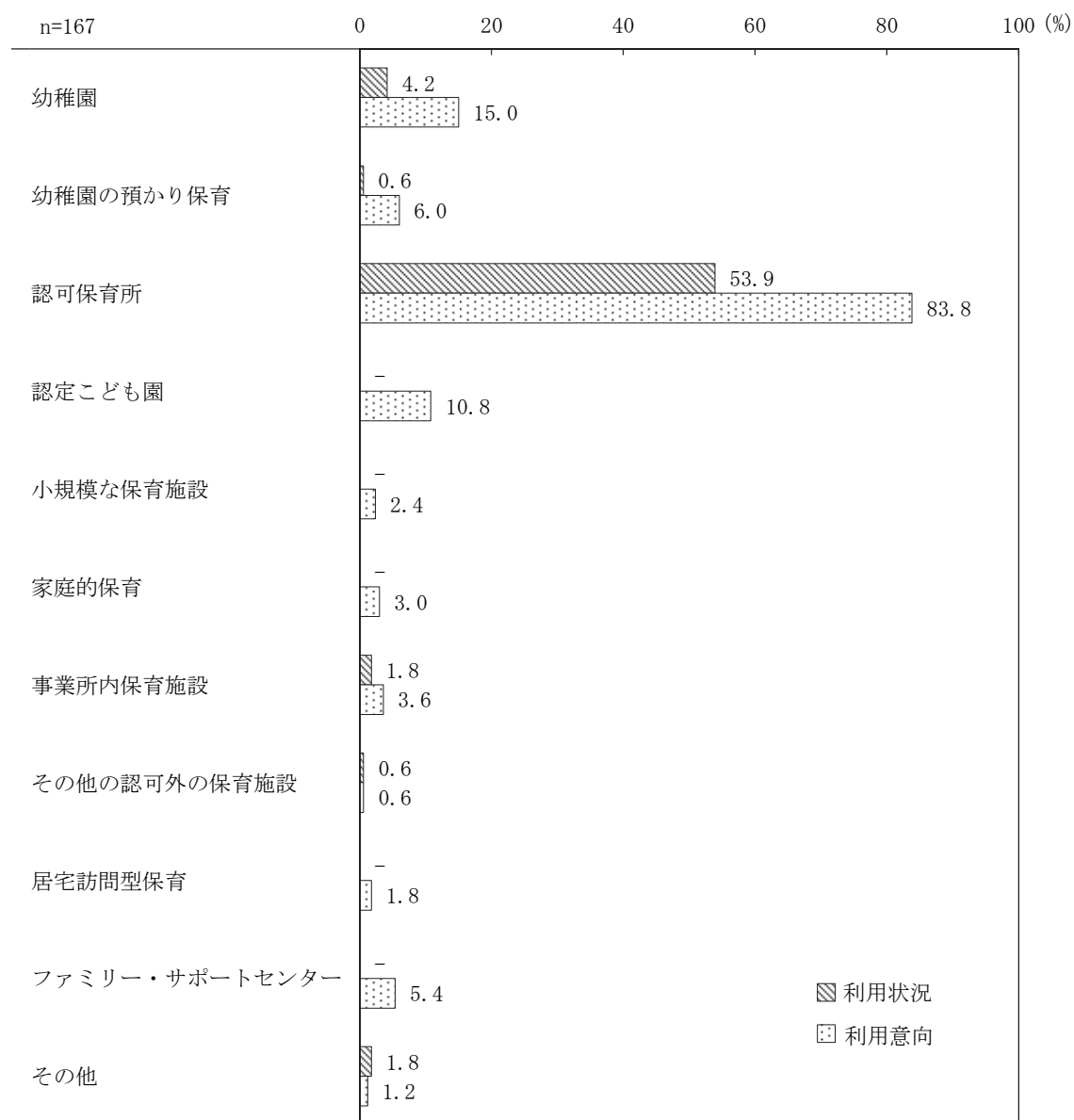


(2) 教育・保育事業

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

図表6の平日の定期的な教育・保育事業は、ほとんどの事業において利用状況より利用意向が上回っています。「幼稚園」の利用意向が利用状況より10ポイント以上高いことに留意しなければなりません。幼稚園の利用意向と認可保育所及び認定こども園の利用意向を合計すると、109.6%になり、両方に○をつけた人がかなりいます。

図表6 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童・複数回答）



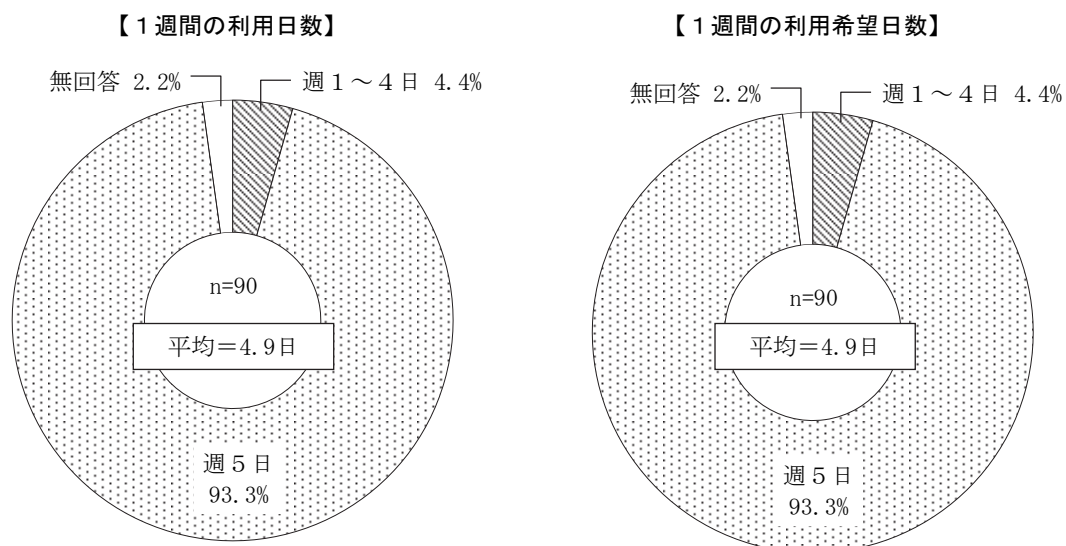
(注) 定期的な教育・保育事業を利用していない人を含めた全数を分母として計算した。

② 平日の認可保育所の利用日数・利用時間（就学前児童）

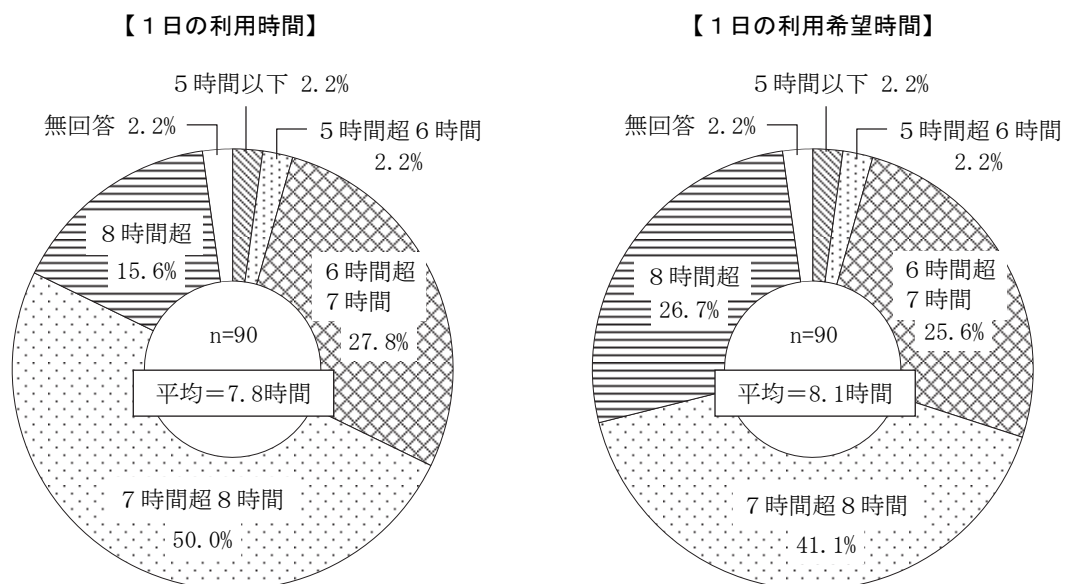
図表 7 の平日の認可保育所の 1 週間の利用日数と利用希望日数は、全く同じです。

図表 8 の平日の認可保育所の 1 日の利用希望時間は、利用時間を大きく上回っています。特に、「8 時間超」は利用時間が 15.6%なのに対し、利用希望時間が 26.7%と大幅に高くなっており、延長保育に対するニーズが高いといえます。

図表 7 平日の認可保育所の利用日数と利用希望日数（就学前児童）



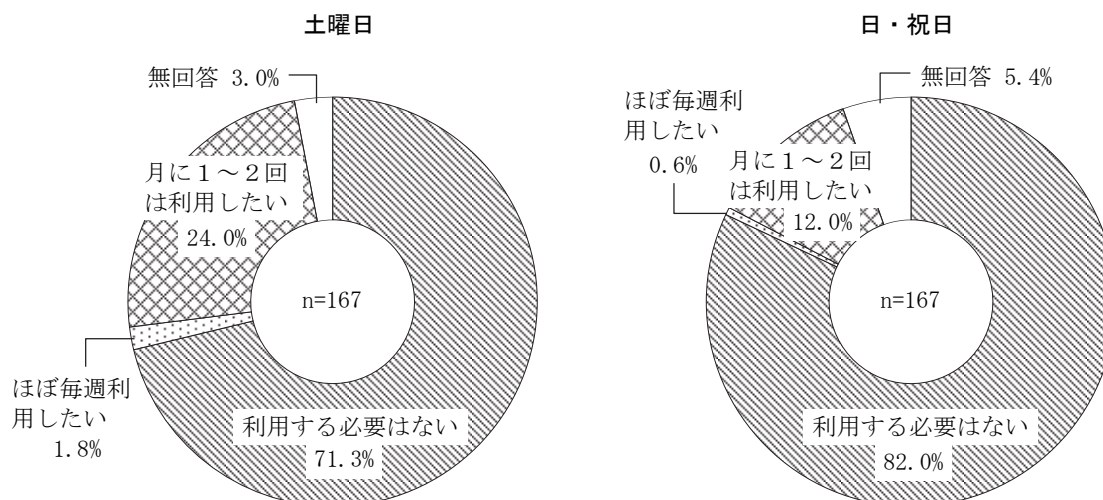
図表 8 平日の認可保育所の利用時間と利用希望時間（就学前児童）



③ 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

土曜日の定期的な教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」が1.8%、「月に1～2回は利用したい」が24.0%あります。日曜日・祝日は、「ほぼ毎週利用したい」が0.6%、「月に1～2回は利用したい」が12.0%です。

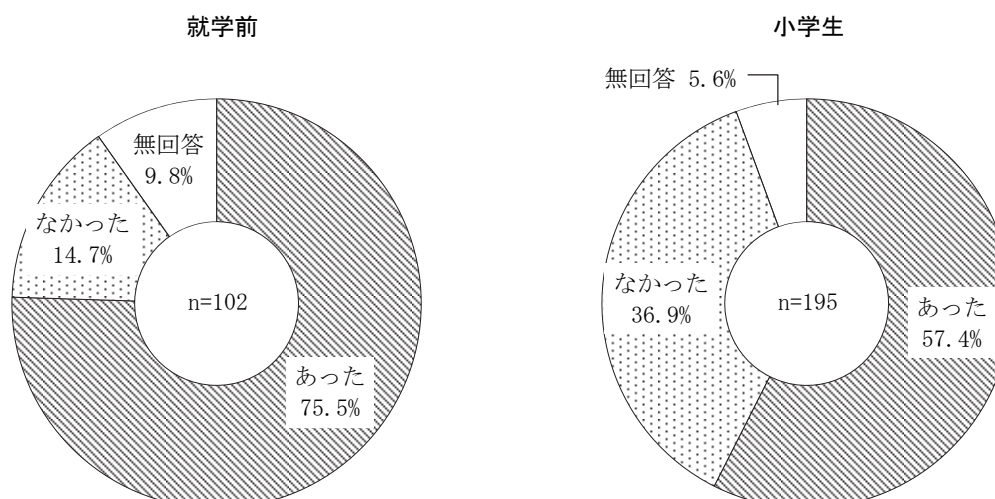
図表9 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



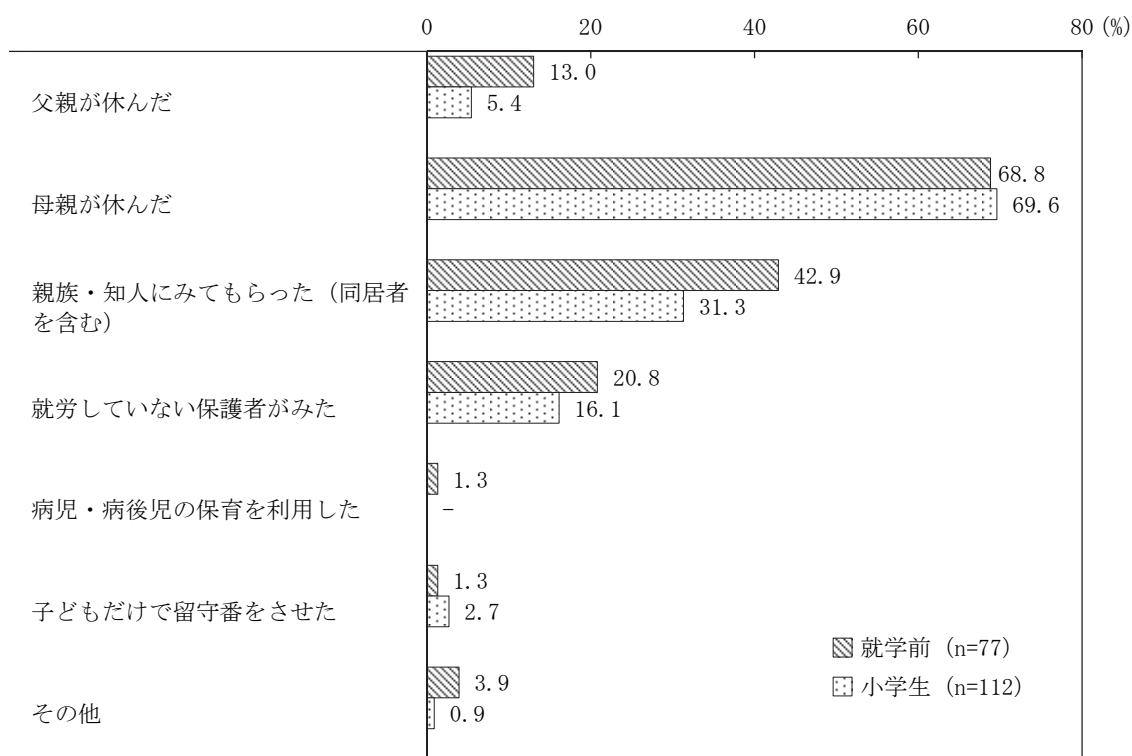
④ 子どもが病気の時の対応

子どもが病気の時に保育園や幼稚園を休んだことが「あった」と答えているのは75.5%、小学校を休んだことが「あった」と答えているのは57.4%です（図表10）。保育園・幼稚園や小学校を休まなければならなかった時の対処方法としては、「母親が休んだ」「親族・知人にみてもらった（同居者を含む）」「就労していない保護者がみた」が高い率を示しています（図表11）。「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた就学前児童の26.8%、小学生の17.3%が、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」としています（図表12）。

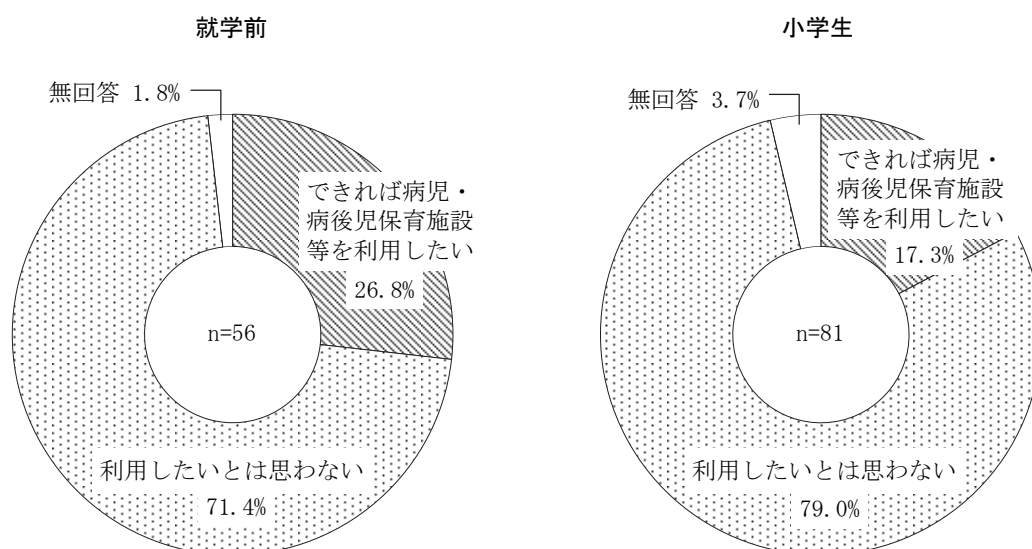
図表10 子どもが病気等で保育園、学校等が利用できなかったことの有無



図表11 子どもが病気等で保育園・幼稚園や小学校を利用できなかった時の対処方法（複数回答）



図表12 病児・病後児施設等を利用したいと思ったか



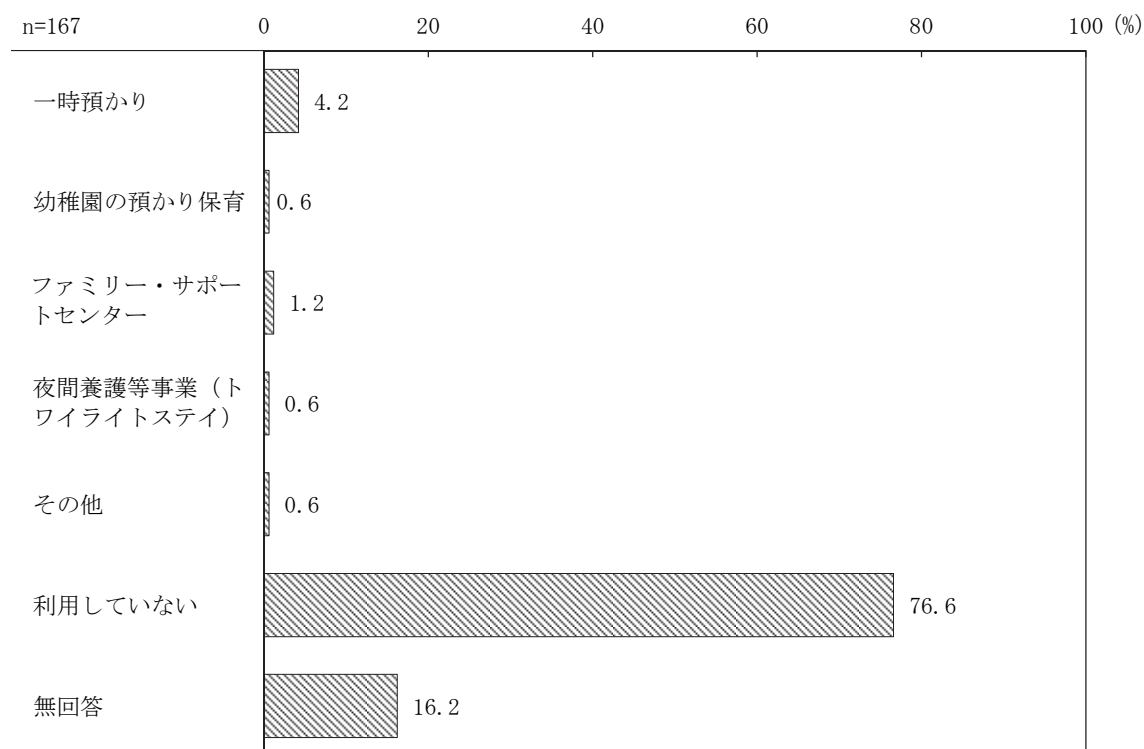
（注）回答者は、図表11で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人である。

⑤ 不定期の教育・保育事業（就学前児童）

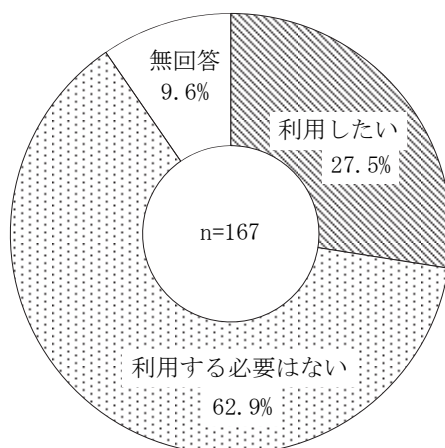
日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不
定期に利用している事業としては、「一時預かり」（4.2%）、「ファミリー・サポートセンタ
ー」（1.2%）などあまり高くはありません（図表 13）。

しかし、上記の不定期の教育・保育事業を「利用したい」と答えている人は 27.5% もあ
ります（図表 14）。

図表13 不定期の教育・保育事業の利用状況（就学前児童・複数回答）



図表14 不定期の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

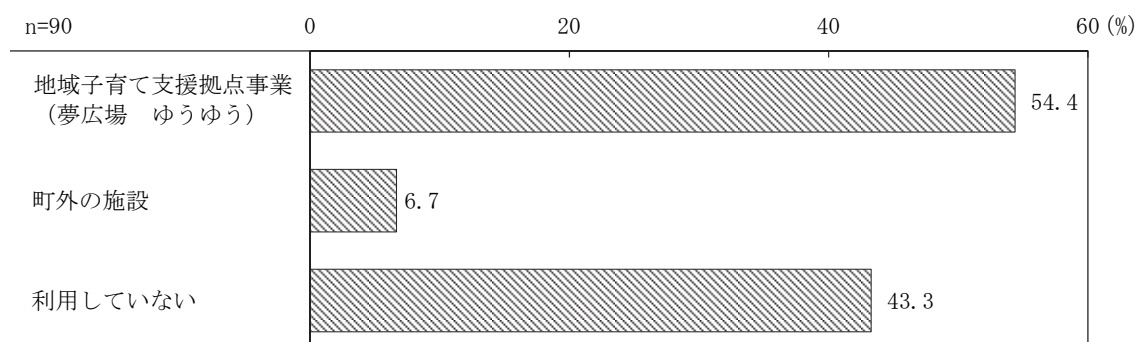


(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（3歳未満）

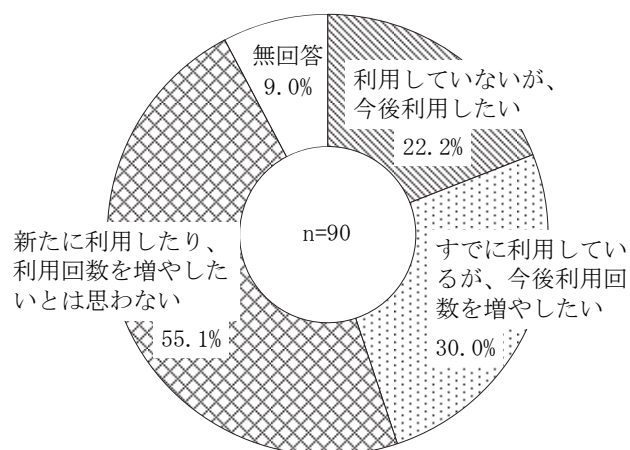
3歳未満児の地域子育て支援拠点事業の利用状況は、図表15のとおりです。夢広場 ゆうゆうを利用しているのは54.4%と高い率を示していますが、「利用していない」も43.3%あります。

図表16で地域子育て支援拠点事業の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が22.2%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」が30.0%となっています。

図表15 地域子育て支援拠点事業の利用状況（3歳未満・複数回答）



図表16 地域子育て支援拠点事業の利用意向（3歳未満）

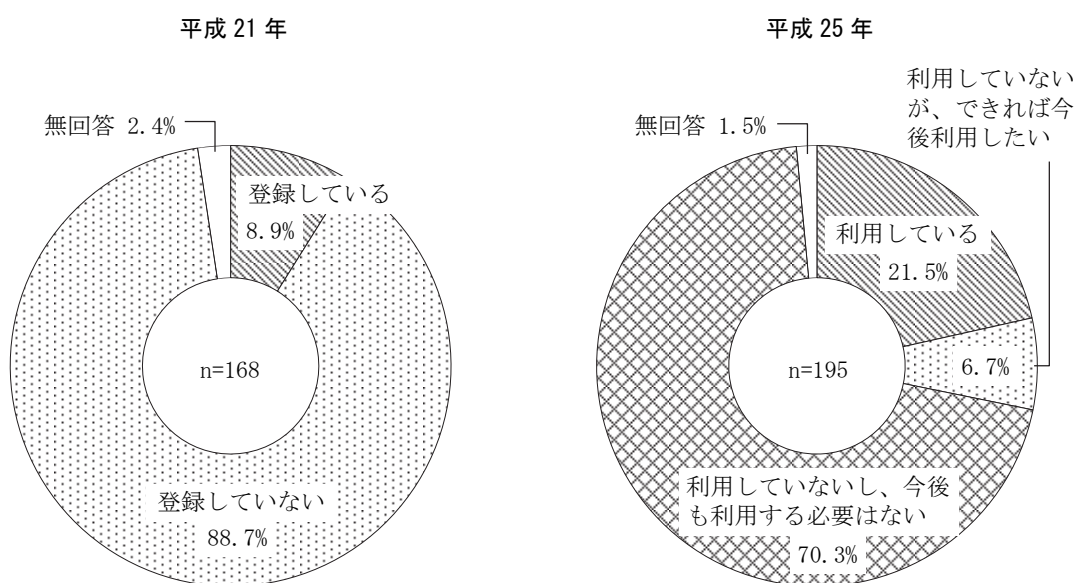


(4) 放課後児童クラブ等

① 放課後児童クラブの利用の有無（小学生）

放課後児童クラブは、平成 21 年の「登録している」が 8.9%、平成 25 年の「利用している」が 21.5%であり、この 4 年余りで利用率がかなり上昇したことがわかります。平成 25 年の「利用していないが、できれば今後利用したい」が 6.7%であることから、現在の小学生の利用率はさほど増加するとは考えられませんが、これから就学する子どもたちの利用が増加すると考えられます。

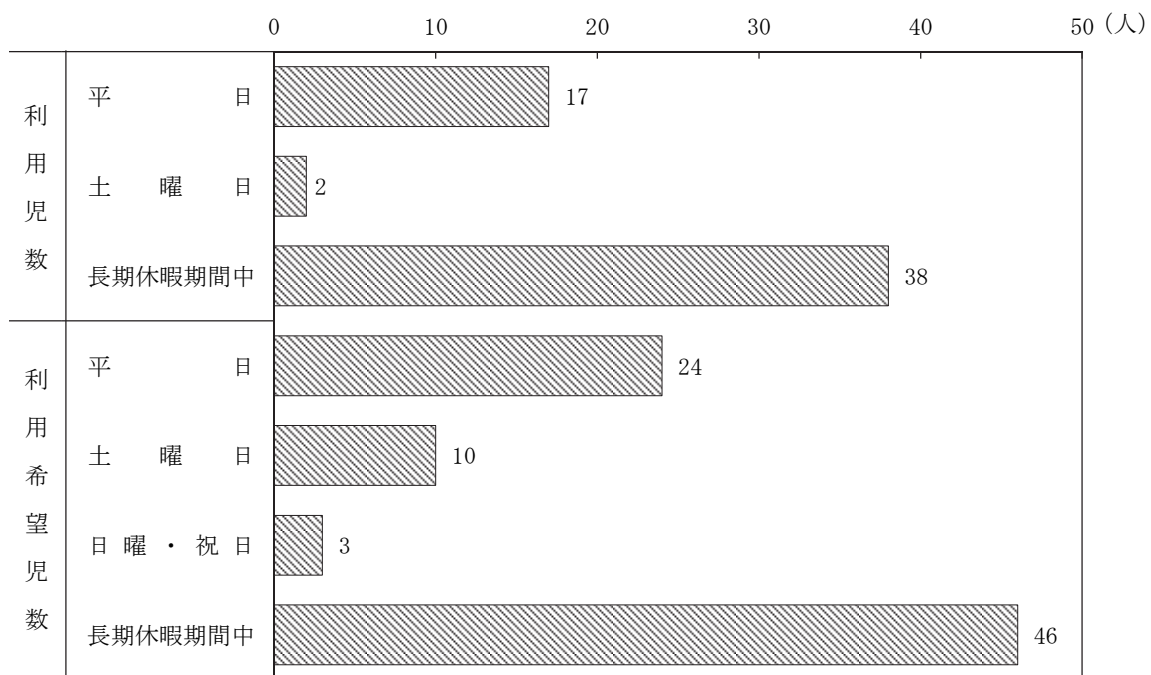
図表17 放課後児童クラブの利用状況（小学生）



② 放課後児童クラブの利用児数と利用希望児数（小学生）

図表 18 は、放課後児童クラブの利用児数と利用希望児数を示しています。夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中は、利用児、利用希望児とも、平日の2倍前後になっています。

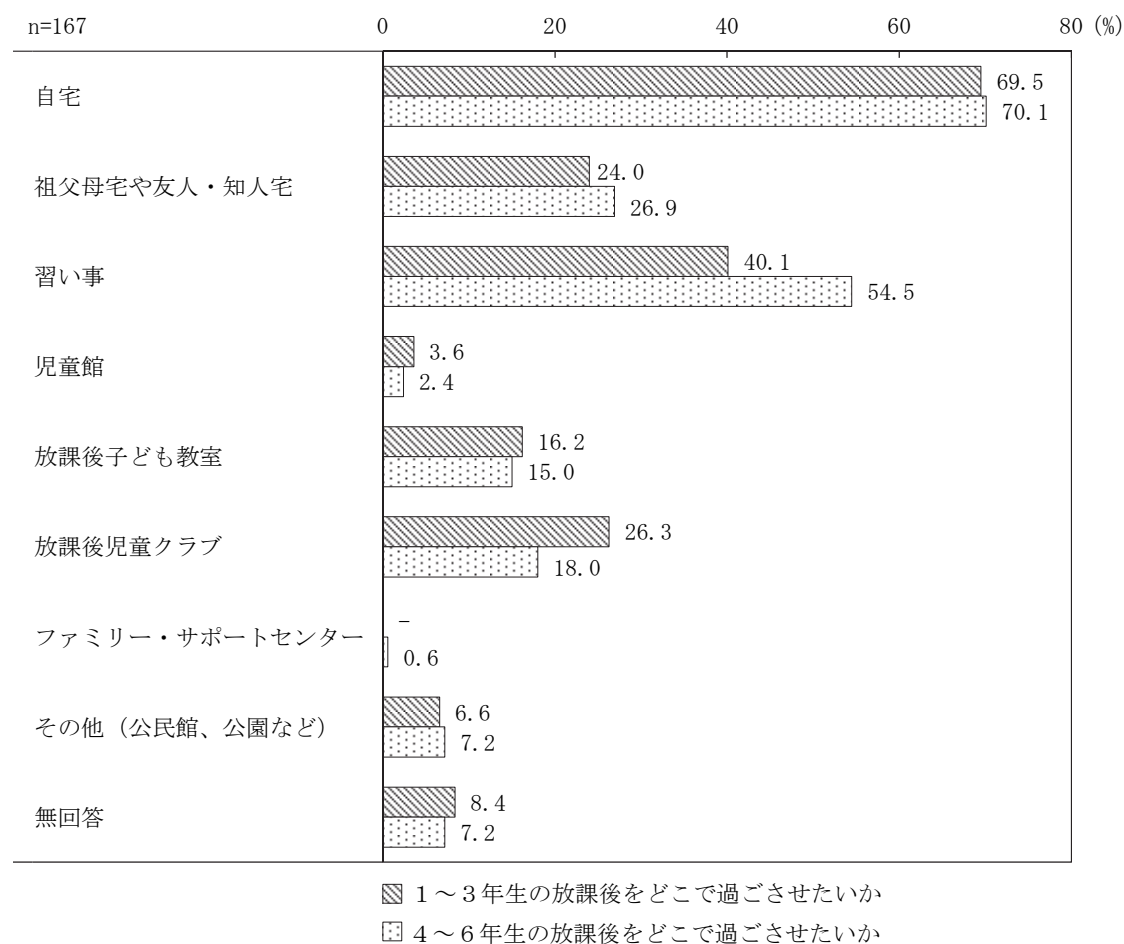
図表18 放課後児童クラブの利用児数と利用希望児数（小学生）



③ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

就学前児童の保護者に、小学校就学後の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」「習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ」などが高くなっています。

図表19 小学校就学後の放課後をどこで過ごさせたいか（就学前児童・複数回答）

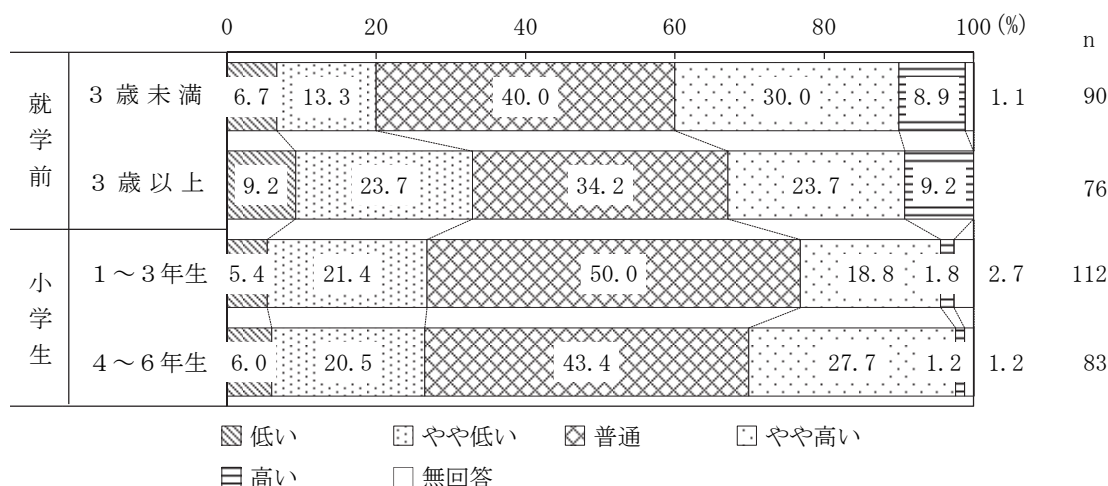


(5) 子ども・子育て支援の充実のために

① 子育ての環境や支援への満足度

地域の子育ての環境や支援への満足度については、「低い」「やや低い」が高いのは3歳以上であり、「やや高い」「高い」が高いのは3歳未満です。

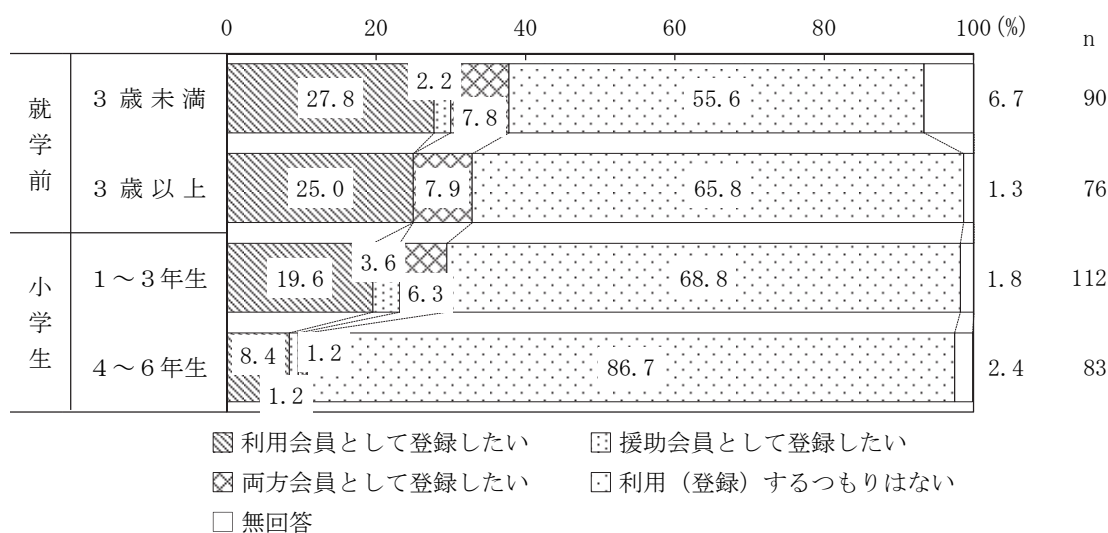
図表20 子育ての環境や支援への満足度



② ファミリー・サポートセンターの利用意向

育児の相互援助を有料で行う「ファミリー・サポートセンター」ができれば利用したいかという設問に対しては、年齢が低い児童ほど利用意向が高くなっています。

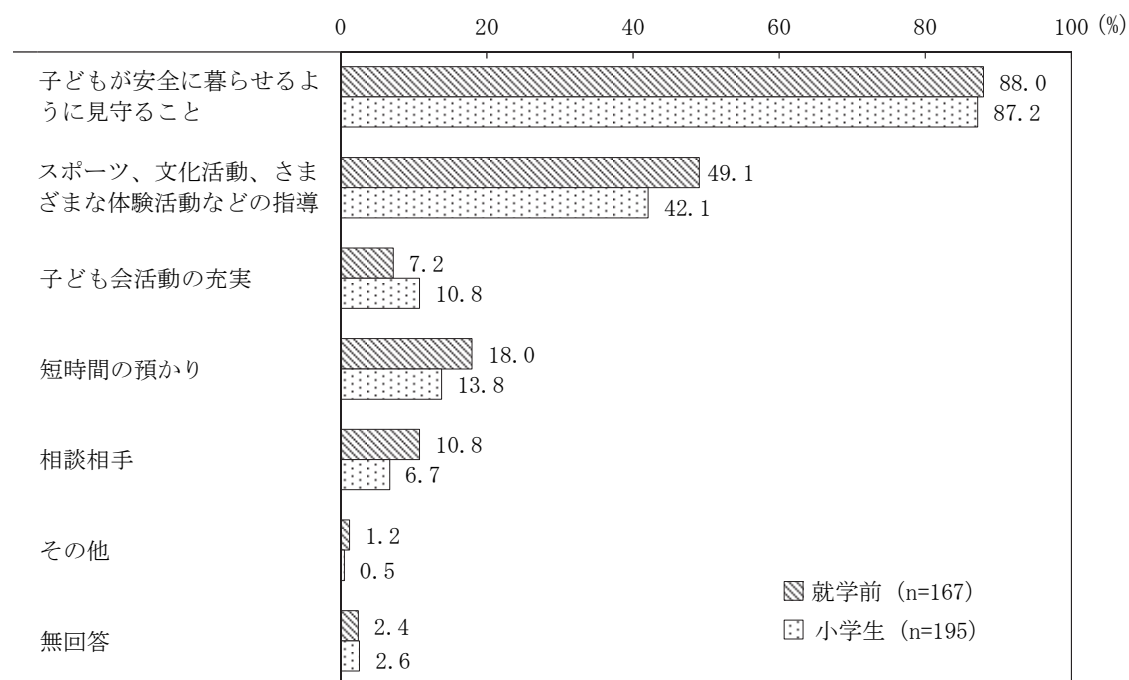
図表21 ファミリー・サポートセンターの利用意向



③ 地域住民・団体、ボランティア等に期待すること

「子育てや子どもの育ちの支援として、地域住民、地域団体、ボランティア等に特に期待することはどのようなことですか」という設問には、就学前児童・小学生とも「子どもが安全に暮らせるよう見守ること」が最も高く、次いで「スポーツ、文化活動、さまざまな体験活動などの指導」となっています。

図表22 地域住民・団体、ボランティア等に期待すること（複数回答）

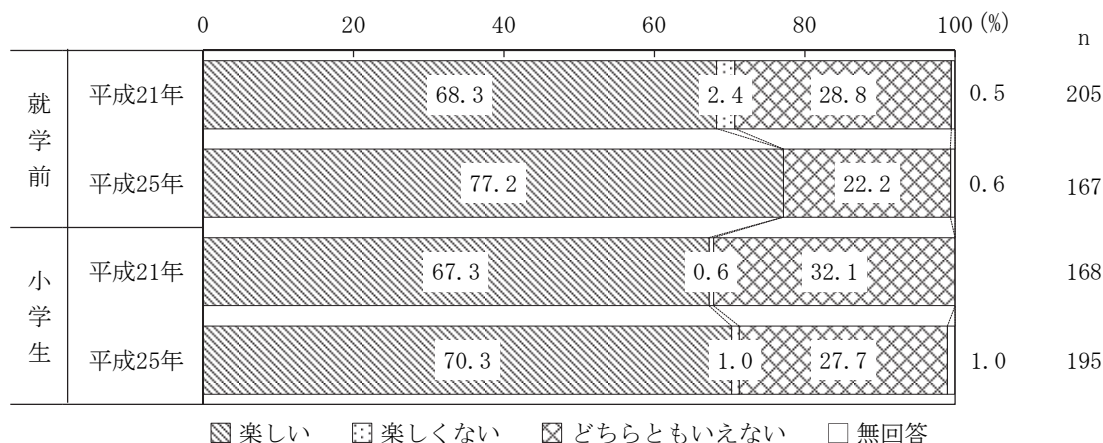


(6) 子育てについて

① 子育ては楽しいか

子育てが「楽しい」と答えた率は、平成21年より平成25年のほうが高くなっています。「楽しくない」と答えたのは、ほんのわずかです。

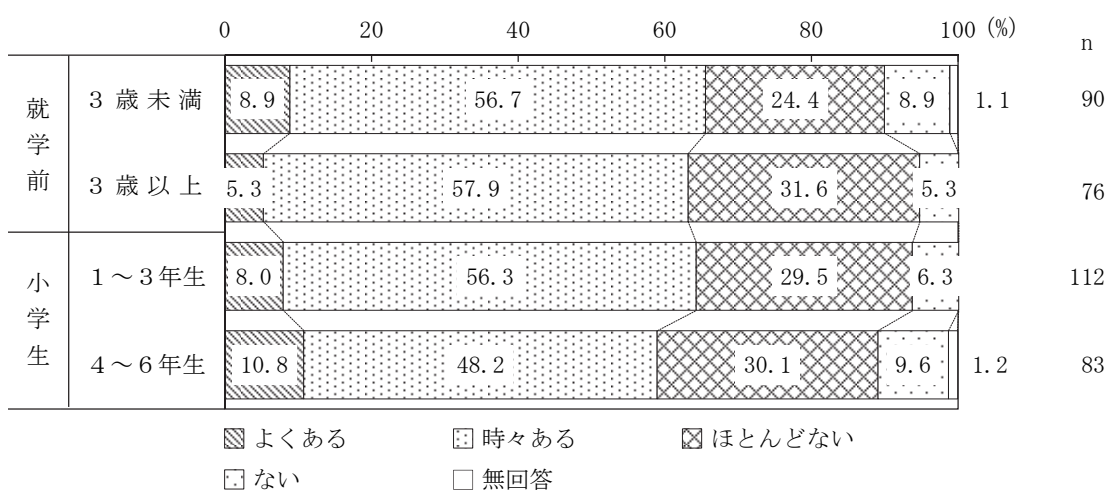
図表23 子育ては楽しいか



② 子育てに関して悩むこと

「子育てに関して、悩んだり、精神的に不安定になることがありますか」という設問に対して、《ある》(よくある+時々ある)と答えた率が最も高いのは3歳未満、逆に最も低いのは4～6年生です。

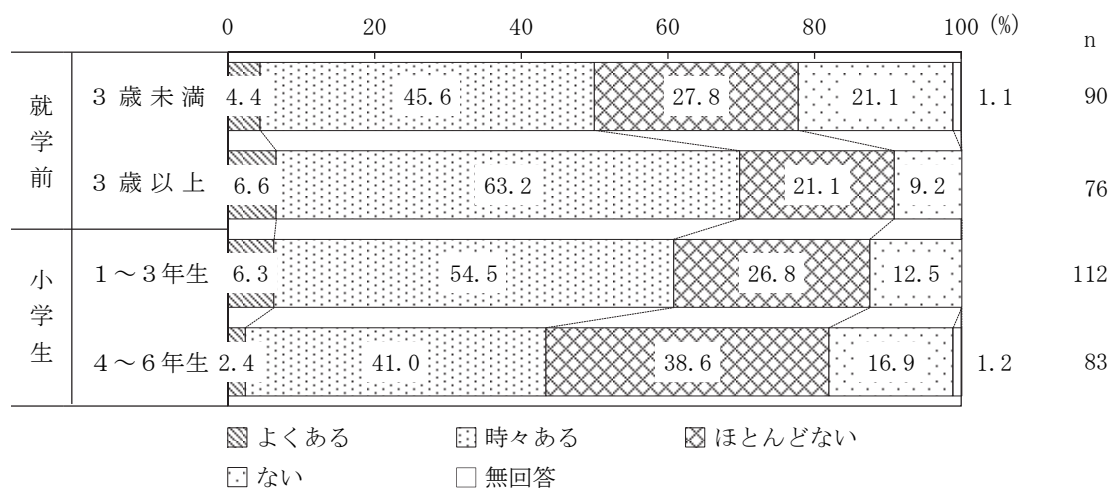
図表24 子育てに悩んだり、精神的に不安定になることがあるか



③ 子どもへの暴力

子育てのストレスなどから、子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったことがあるかを聞いたところ、「よくある」「時々ある」とも3歳以上が高くなっています。

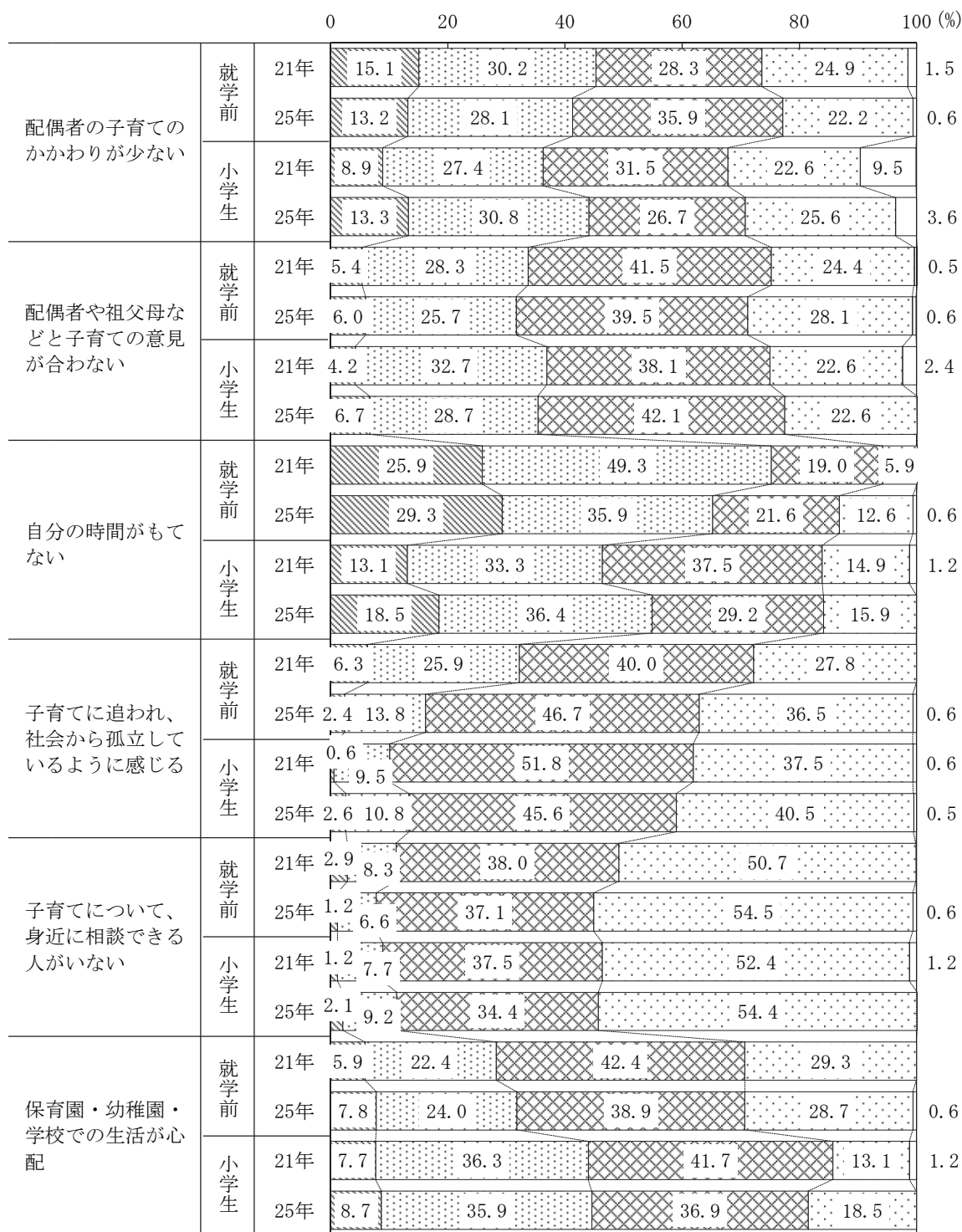
図表25 子どもに手をあげてしまう、あるいは手をあげそうになったこと



④ 子育てに関する悩みや問題等

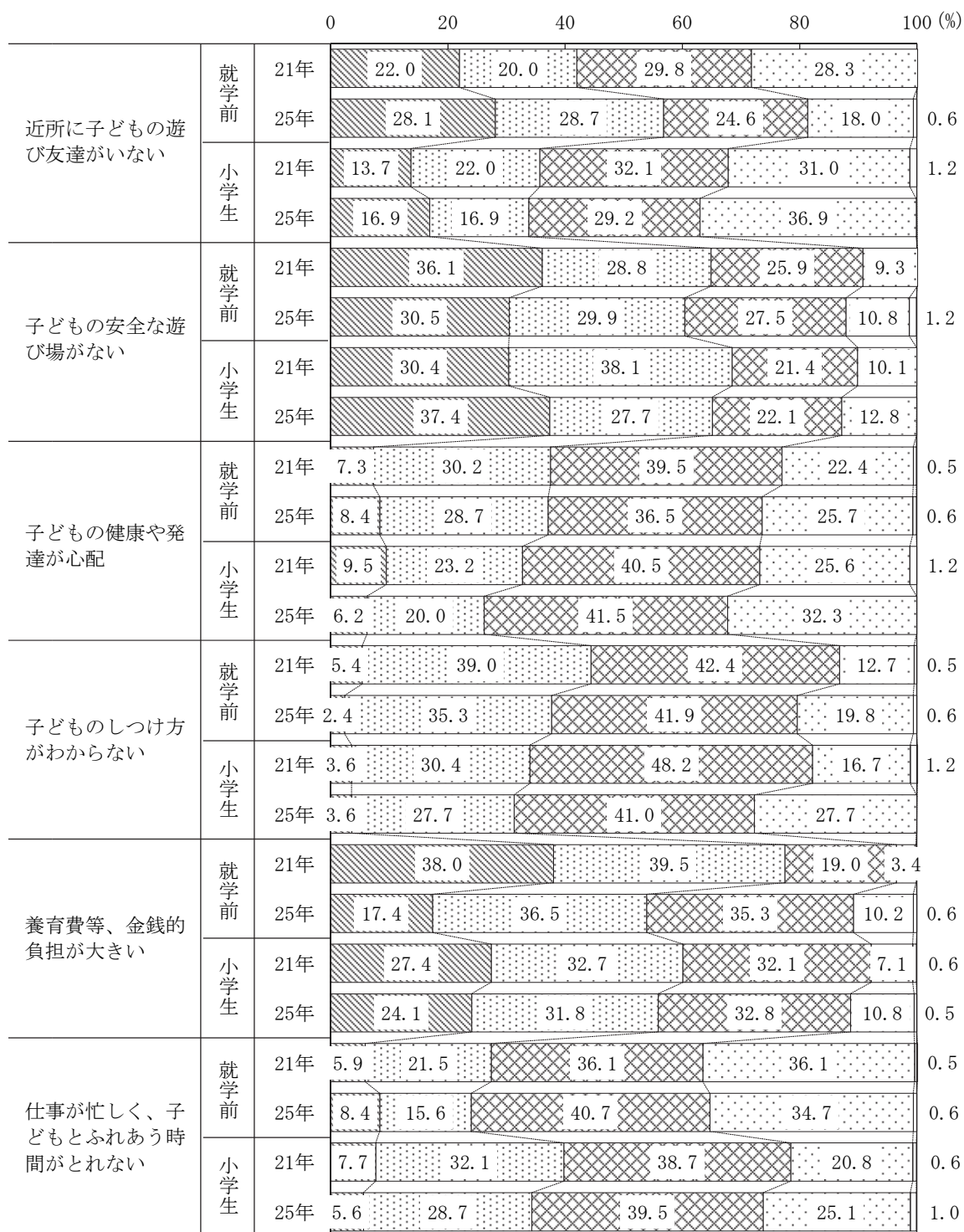
図表 26 は、子育てに関する悩みや問題等を 12 項目に分けてたずねたものの比較です。「そう思う」と「やや思う」の合計は、多くの項目で平成 25 年のほうが低くなっています。

図表 26 子育てに関する悩みや問題等



■ そう思う ▨ やや思う ▩ あまり思わない □ 思わない □ 無回答

n=就学前 21年=205 25年=167 小学生 21年=168 25年=195



■ そう思う ▨ やや思う ▩ あまり思わない □ 思わない □ 無回答

n=就学前 21年=205 25年=167 小学生 21年=168 25年=195

八百津町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行 ◆ 八百津町

編集 ◆ 八百津町 健康福祉課

〒505－0301

岐阜県加茂郡八百津町八百津3827番地 1

TEL 0574－43－2111（代）

本書は再生紙を使用しています。